

高山市老人福祉計画 第9期介護保険事業計画

令和6年度 ▶ 令和8年度

やさしさにつつまれ健やかに暮らせるまち



令和6年3月
高山市

はじめに

日本の少子高齢化は類を見ないスピードで進展しています。令和7年には団塊の世代が75歳以上の後期高齢者に移行し、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の増加、介護と医療の双方のニーズを有する高齢者の増加が見込まれています。

本市においても、令和2年の国勢調査によれば、総人口に占める65歳以上人口の割合（高齢化率）は33.3%と、全国や岐阜県の平均より高くなっています。また、認知症高齢者とその家族へのサポートや、生産年齢人口の減少に伴う介護人材の確保など、高齢者を取り巻く様々な課題に対応していく必要があります。



このたび、関係する皆さまのご尽力により、令和6年度から令和8年度までを計画期間とする「高山市老人福祉計画・第9期介護保険事業計画」を策定いたしました。

本計画においては、基本目標を「やさしさにつつまれ健やかに暮らせるまち」とし、高齢者が要介護状態になることを予防する介護予防の推進、認知症フレンドリー社会を目指した認知症高齢者への支援、介護人材の確保に向けた取り組みなど、本計画に記載した施策を精力的に取り組んでまいります。

本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見をいただきました高山市健康長寿ふれあいまちづくり推進委員会の皆さまをはじめ、市民懇談会やアンケート、パブリックコメントなどを通じてご意見をお寄せいただきました市民の皆さま、そして高齢者福祉・介護に関わるすべての関係者の皆さまに、心よりお礼を申し上げます。

令和6年3月

高山市長 **田中 明**

目次

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置付け	2
3. 計画の期間	2

第2章 高齢者等を取り巻く状況

1. 総人口・高齢者人口の状況	3
2. ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の状況	5
3. 要介護（支援）認定者数と認定率	6
4. 認知症高齢者の状況	7
5. アンケート調査	8
6. 高齢者福祉サービスの状況	17
7. 介護サービスの状況	24

第3章 基本目標・指標・施策


1. 基本目標と目指す姿	31
2. 高齢者を取り巻く主な課題	32
3. 主な課題を踏まえた施策の方向性	33
4. 施策体系	36
5. 指標	37
6. 施策	39
1. 介護予防・社会参加の推進	39
2. 認知症高齢者への支援	42
3. 地域包括ケアシステムの充実	46
4. 住み慣れた地域での生活支援	48
5. 安定した介護サービスの提供	53

第4章 介護保険料


1. 介護保険料の設定の手順	61
2. 介護保険事業の対象者数の推計	62
3. 介護サービス見込量	63
4. 介護保険料基準月額の算定	68
5. 所得段階別の介護保険料	69

第1章
計画の概要





第1章 計画の概要



1. 計画策定の趣旨

国の高齢社会白書（令和5年度版）によれば、日本の65歳以上人口は、令和4年10月1日現在3,624万人、総人口に占める割合（高齢化率）は29.0%で、過去最高となっています。また、総人口が減少傾向になっている一方で、65歳以上人口は増加傾向が続き、令和25年に3,953万人でピークを迎えると推計されています。

こうした中、国は、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制（以下「地域包括ケアシステム」という。）の構築を推進してきました。今後、高齢化が一層進む中で、高齢者の地域での生活を支える地域包括ケアシステムは、地域共生社会（高齢者介護、障がい福祉、児童福祉及び生活困窮者支援等の制度及び分野の枠、「支える側」及び「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人及び人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会）の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであるとされています。

本市においては、令和3年3月に高山市老人福祉計画・第8期介護保険事業計画（以下「第8期計画」という。）を策定し、基本目標を「やさしさにつつまれ健やかに暮らせるまち」として、「住み慣れた地域での生活の支援」「地域包括ケアシステムの構築」などの分野ごとに施策の方向性と内容を整理し、取り組みをすすめてきました。

第8期計画の計画期間終了に伴い策定する高山市老人福祉計画・第9期介護保険事業計画（以下「第9期計画」という。）は、市民の皆さまからの意見をはじめ、高齢者を取り巻く状況や課題を踏まえ、施策をさらに充実させ、社会情勢の変化等に対応した計画として策定するものです。

❁ 2. 計画の位置付け

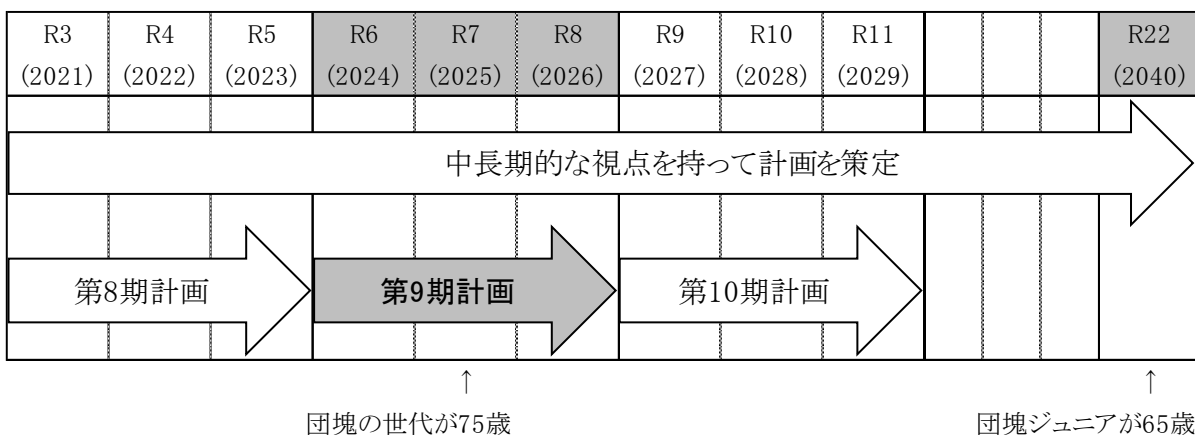
本計画は、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 8 第 1 項の規定に基づき、高山市における老人福祉事業の目標を定める「老人福祉計画」と、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 117 条第 1 項の規定に基づき、介護保険事業の円滑な実施を図るために介護給付のサービスの種類ごとの見込量や地域支援事業の見込量を定める「介護保険事業計画」を一体的に策定するものです。

また、本市の最上位計画である高山市第八次総合計画、福祉分野の上位計画である第 4 期高山市地域福祉計画をはじめ、高山市障がい者福祉総合計画、高山市子どもにやさしいまちづくり計画、健康たかやま 21 などの関連計画との整合性を図り、策定します。

❁ 3. 計画の期間

計画の期間は、令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間です。

計画の期間は 3 年間ですが、国が定める基本指針（介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針）に基づき、団塊ジュニア世代（昭和 46 年から昭和 49 年生まれ）が 65 歳以上となり、日本の高齢者人口がピークに近づく令和 22（2040）年を見据えて計画を策定します。



第2章 高齢者等を取り巻く状況

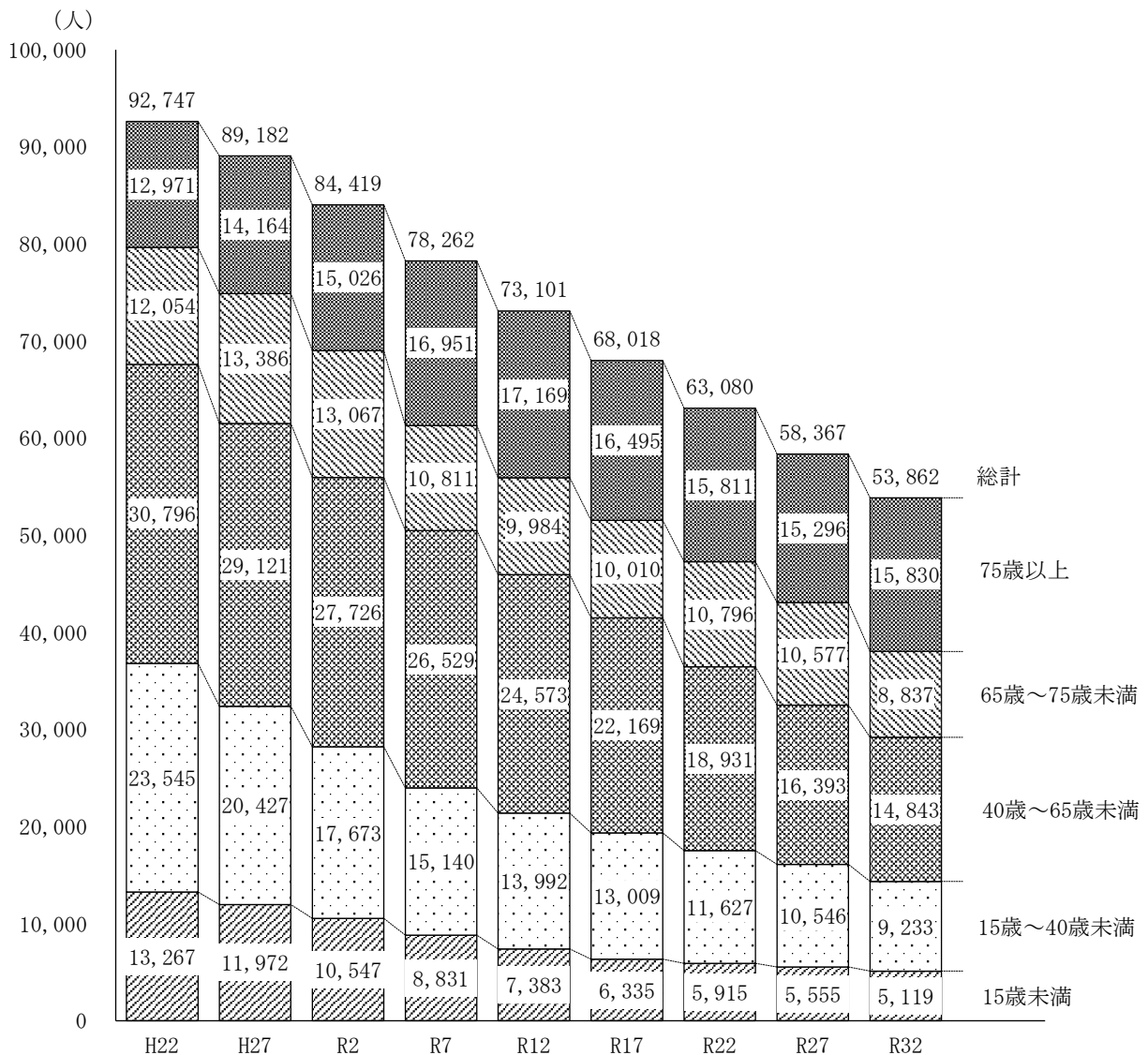


第2章 高齢者等を取り巻く状況

1. 総人口・高齢者人口の状況

令和2年の国勢調査によると、本市の総人口は84,419人となっており、平成27年からの5年間で約4,763人（年間で約950人）のペースで減少しています。この減少傾向は今後も続き、令和32年には令和2年と比較して約36%減少し、53,862人になると予測されています。

人口の推移と将来推計

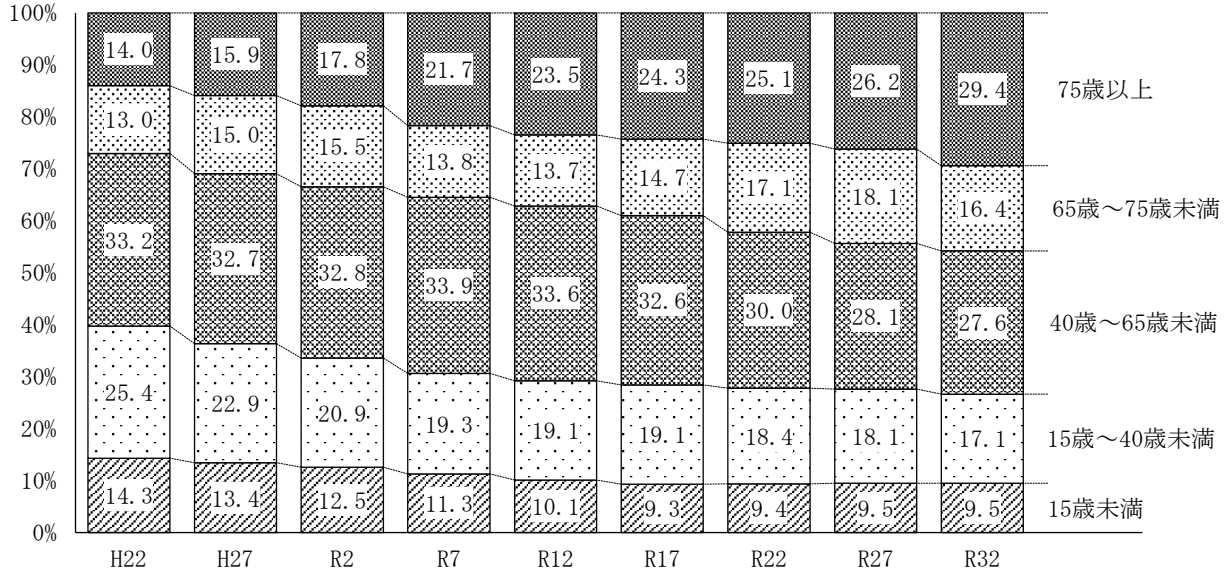


(出典) H22～R2：国勢調査（総務省）

R7以降：日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）（国立社会保障・人口問題研究所）

総人口に占める 65 歳以上人口の割合（高齢化率）は増加の一途をたどっており、人口減少及び少子高齢化の影響から、今後もその傾向が続くものと考えられます。

人口の年齢別構成比

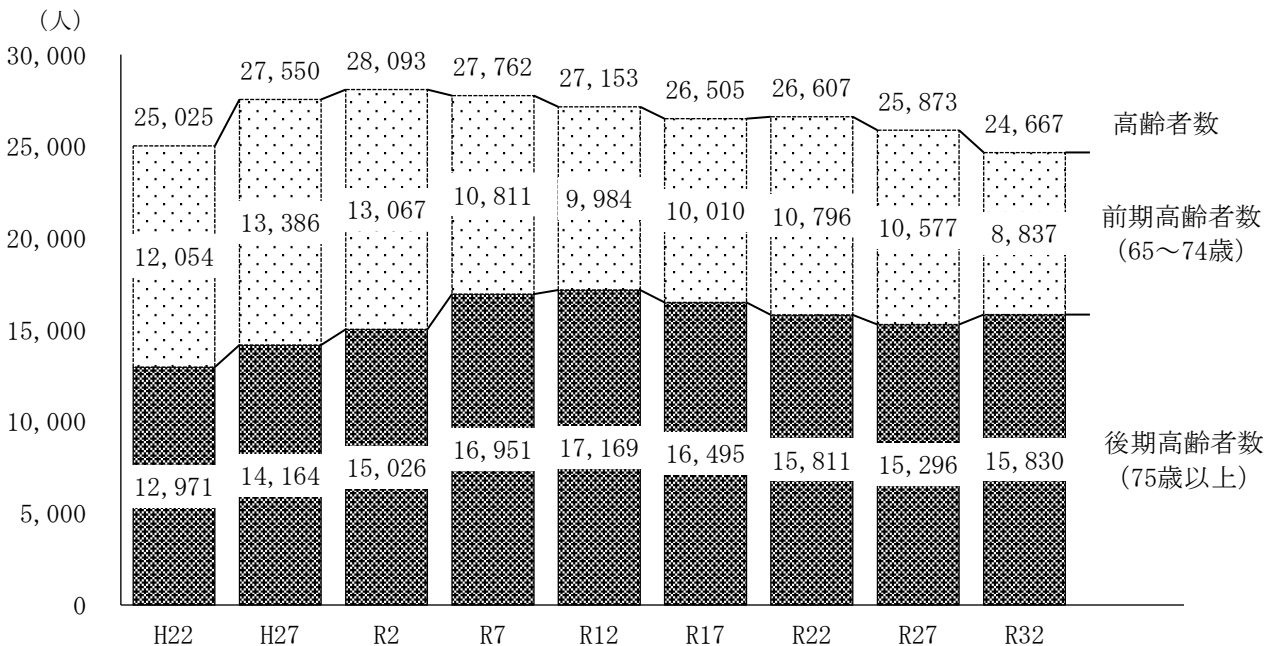


(出典) H22～R2：国勢調査（総務省）

R7 以降：日本の地域別将来推計人口（令和 5 年推計）（国立社会保障・人口問題研究所）

65 歳以上人口は、令和 2 年の 28,093 人をピークとして、その後緩やかに減少していき、令和 32 年においては 65～74 歳の前期高齢者人口が 8,837 人、75 歳以上の後期高齢者人口は 15,830 人になると見込まれています。

前期・後期高齢者人口の推移

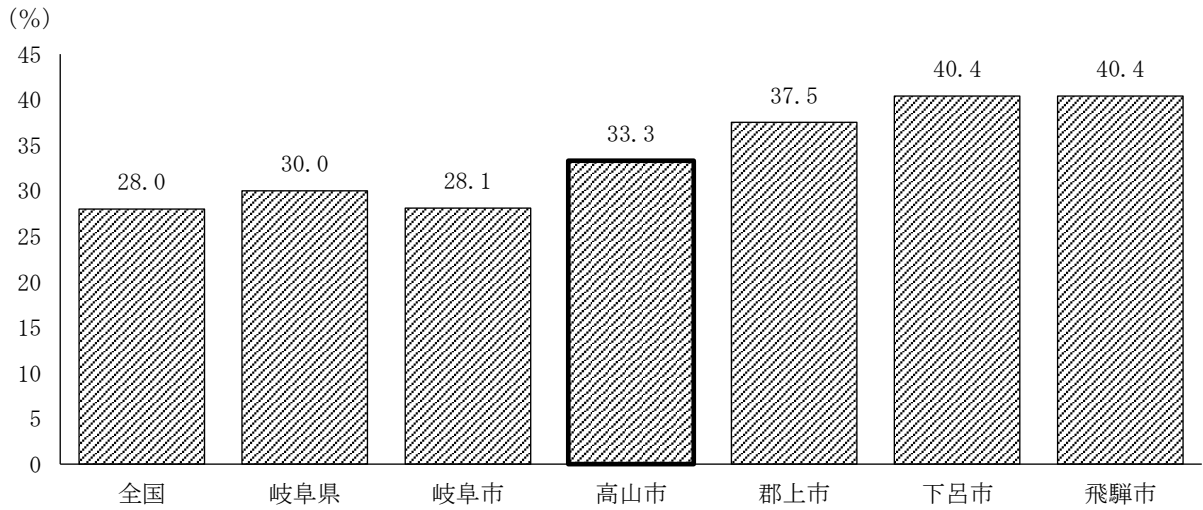


(出典) H22～R2：国勢調査（総務省）

R7 以降：日本の地域別将来推計人口（令和 5 年推計）（国立社会保障・人口問題研究所）

本市の高齢化率は、令和2年時点で33.3%となっており、全国及び岐阜県を上回っています。周辺の自治体と比較すると、郡上市、下呂市、飛騨市より低くなっています。

高齢化率（周辺自治体比較）



(出典) 国勢調査（総務省）

2. ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の状況

ひとり暮らしをしている高齢者は、年々増加しています。また、高齢者のみの世帯も同じく増加しています。

■ひとり暮らし高齢者

	R2	R3	R4
ひとり暮らし高齢者	5,852人	5,992人	6,256人
前年度比	—	102.4%	104.4%

※各年度末時点

■高齢者のみの世帯

	R2	R3	R4
高齢者のみの世帯	4,854世帯	4,902世帯	4,938世帯
前年度比	—	101.0%	100.7%

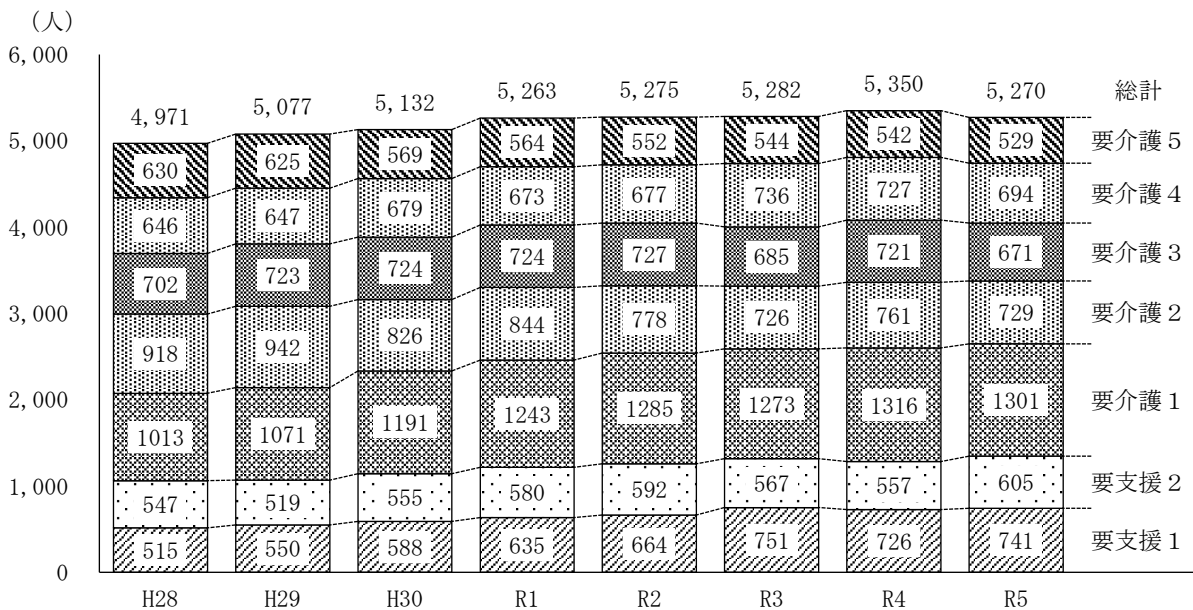
※各年度末時点

※ひとり暮らし高齢者は含まない。

3. 要介護（支援）認定者数と認定率

要介護（支援）認定者数は、令和4年までは増加傾向でしたが、令和5年には5,270人と前年を下回り、介護度の重い人が減少するなど重症化が抑制されています。認定率については、18.5%前後を推移しています。

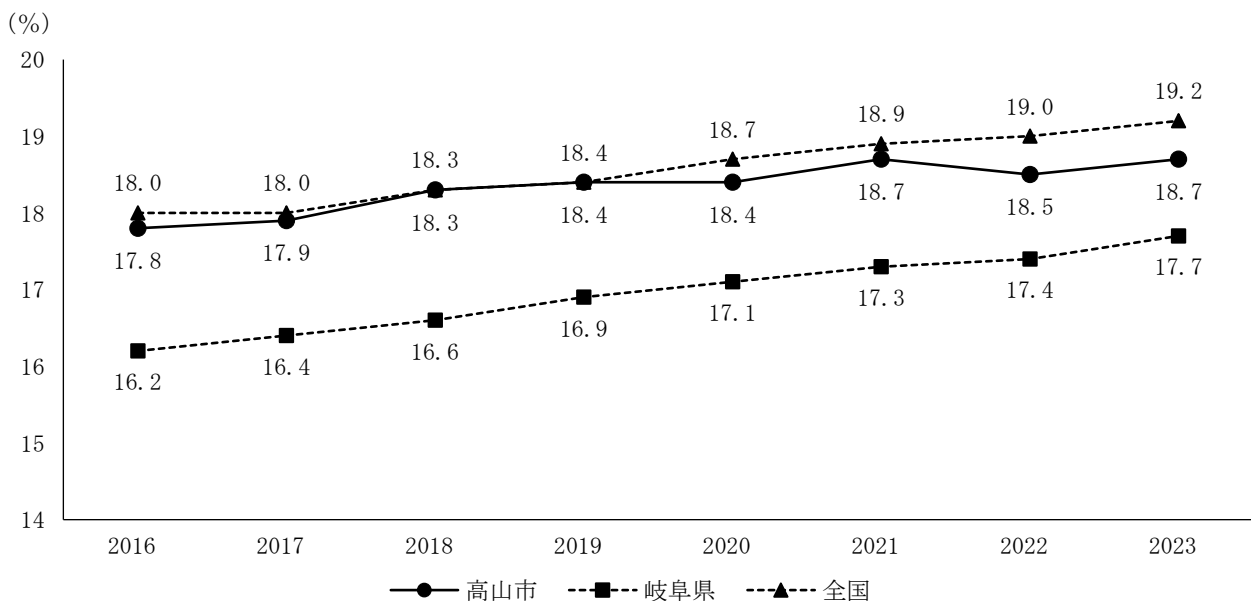
要介護（要支援）認定者数の推移



※第2号被保険者を含む。

（出典）地域包括ケア「見える化」システム（厚生労働省）

認定率



（出典）地域包括ケア「見える化」システム（厚生労働省）

❁ 4. 認知症高齢者の状況

要介護等認定者のうち、認知症の症状のある方は、約 3,400 人となっています。

■ 認知症高齢者

	R2	R3	R4
認知症日常生活自立度Ⅱ以上の人	3,370 人	3,410 人	3,341 人
前年度比	—	101.2%	98.0%

※認知症日常生活自立度とは、認知症の程度を踏まえた日常生活における自立度を表す。認知症日常生活自立度Ⅱは、日常生活に支障を来すような症状が多少見られても、誰かが注意していれば自立できる状態を指す。

※各年度末時点

5. アンケート調査

本計画の策定にあたり、3つのアンケート調査を実施しました。

(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査は、要介護と認定されていない65歳以上の高齢者を対象として、日常生活の状況や高齢者の意向等をアンケートにより把握し、計画の基礎資料とすることを目的としています。

年齢別クロス集計については、「65～69歳」、「70～74歳」、「75～79歳」、「80～84歳」、「85歳以上」の5区分での集計を行いました。

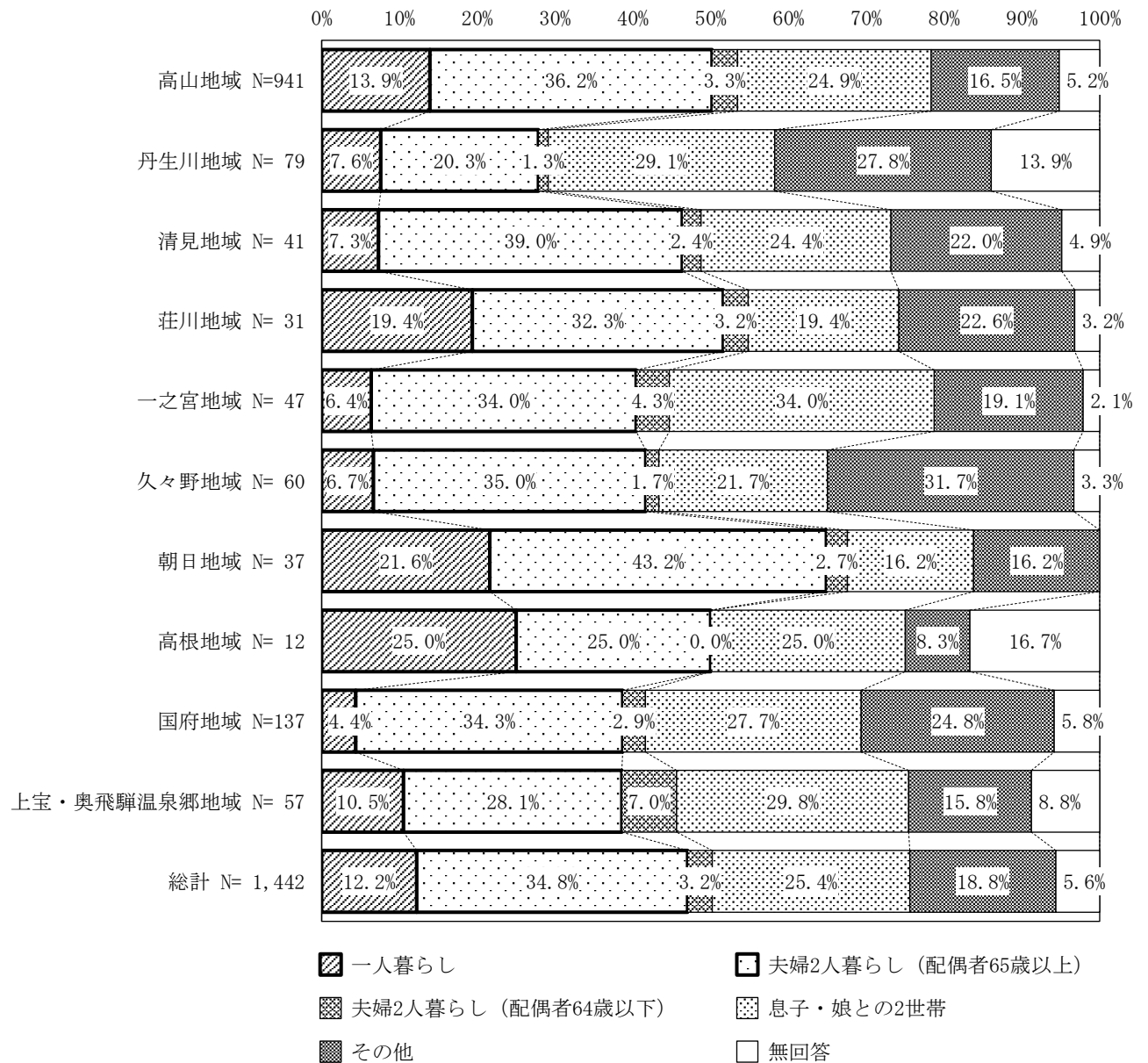
〔調査の概要〕

調査対象者	要介護と認定されていない65歳以上の高齢者 令和5年2月1日現在、65歳以上の市民2,000人を地域ごとに無作為に抽出 ・高山地域 1,300人 ・丹生川地域 110人 ・清見地域 60人 ・荘川地域 40人 ・一之宮地域 70人 ・久々野地域 80人 ・朝日地域 50人 ・高根地域 20人 ・国府地域 190人 ・上宝・奥飛騨温泉郷地域 80人
調査方法	郵送配布・郵送回収
調査期間	令和5年2月22日～令和5年3月22日
回収結果	回収数 1,442人（回収率 72.1%）

問 家族構成を教えてください

家族構成については、「夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）」の割合が34.8%と最も多く、「一人暮らし^{※1}」と合わせた《65歳以上で占める世帯》が計47.0%となっています。地域別でみると、《65歳以上で占める世帯》の割合は朝日地域で最も多く64.8%、丹生川地域で最も少なく28.0%と地域によって家族構成に大きな違いがあります。

今後、医療および介護の双方を必要とする高齢者の割合が増加していくと見込まれていることから、家族構成割合に留意しつつ地域の特性に合わせた施策を講じていく必要があると考えられます。

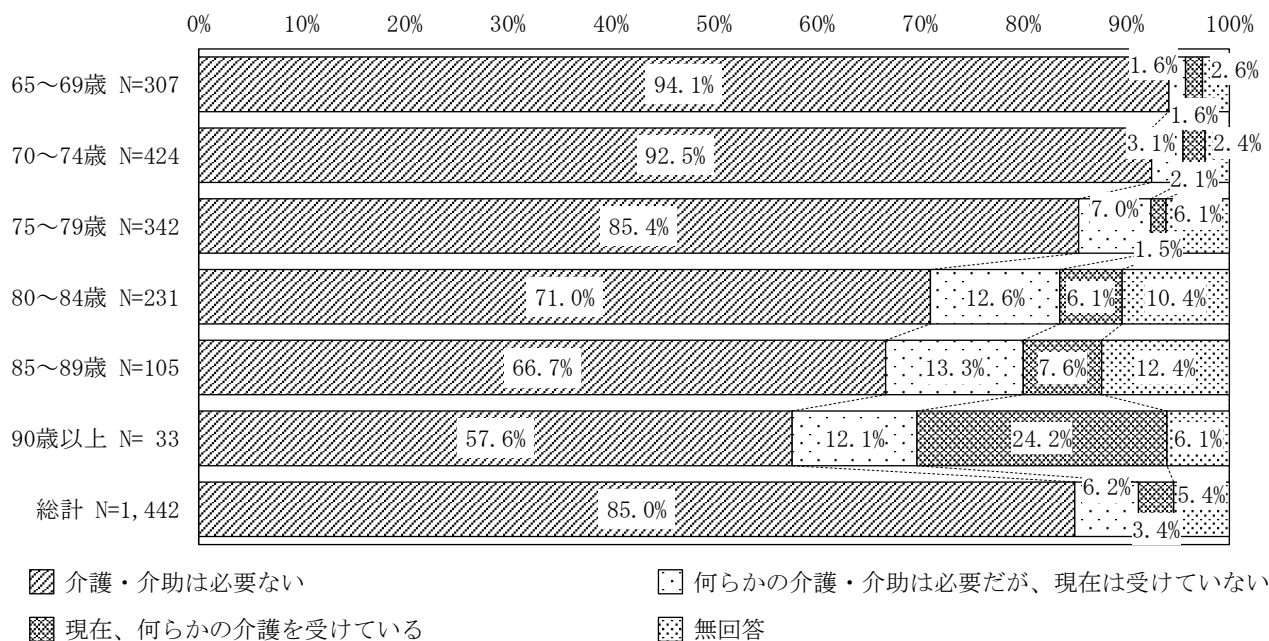


※1 調査対象者が「要介護と認定されていない65歳以上の高齢者」であることから、「1人暮らし」は65歳以上となります。

※2 四捨五入の単数処理の関係で、内訳の和が100%にならない場合があります。以下、本計画書において同じ。

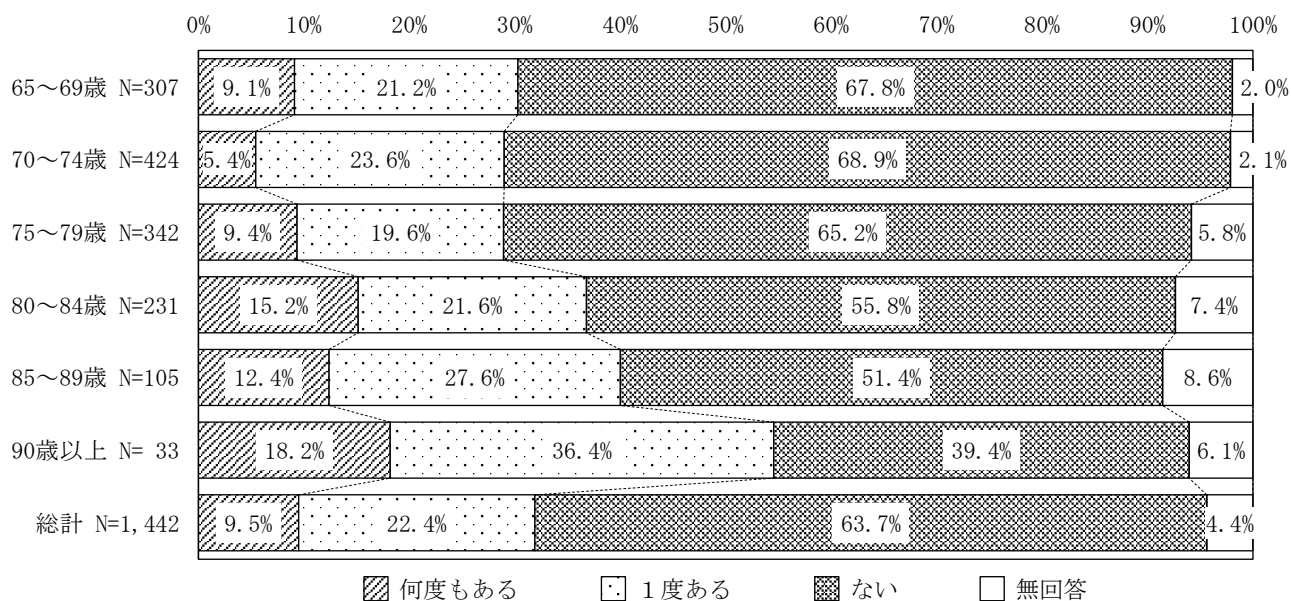
問 あなたは、普段の生活でどなたかの介護・介助が必要ですか

「介護・介助は必要ない」の割合が85.0%と最も高くなっています。また、年齢別では年齢が上がるにつれて「介護・介助は必要ない」の割合が減少し、介護・介助が必要な割合が高くなっています。



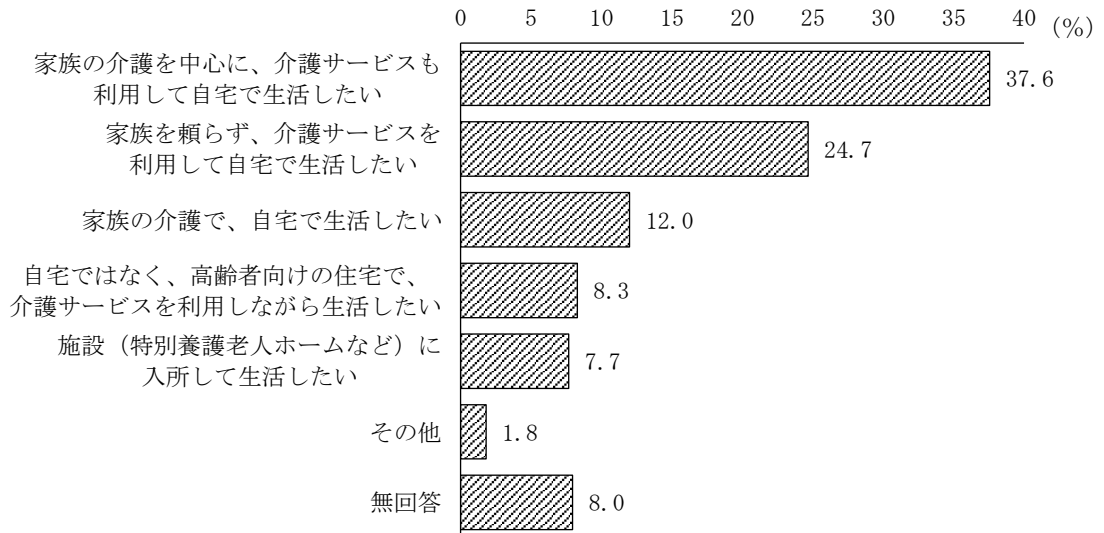
問 過去1年間に転んだ経験がありますか

転んだ経験が「ない」割合が63.7%と最も高くなっています。また、年齢別では年齢が上がるにつれて「ない」の割合が減少し、90歳代では6割近い人が転倒の経験があることとなります。



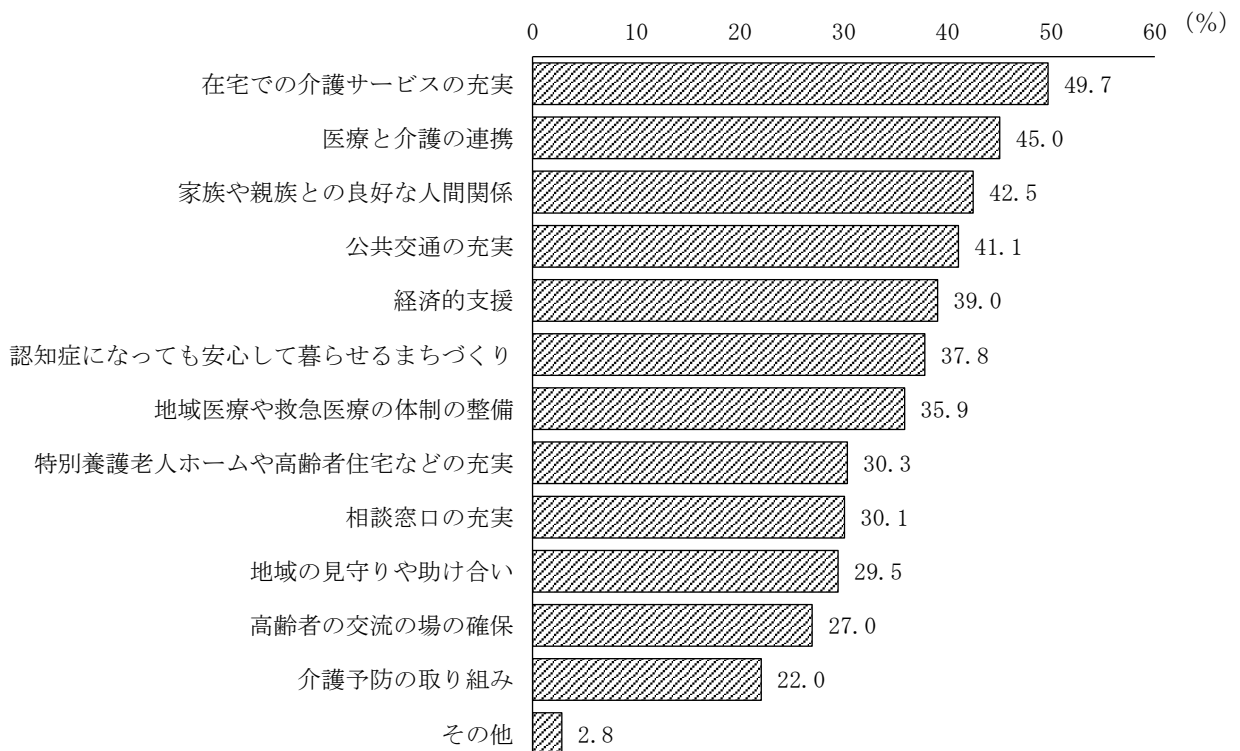
問 あなたは、今後どのような形で介護を受けることを望みますか

「家族の介護を中心に、介護サービスも利用して自宅で生活したい」の割合が37.6%と最も高く、次いで「家族を頼らず、介護サービスを利用して自宅で生活したい」24.7%となっています。



問 あなたが地域で安心して暮らすために、何が重要だと思いますか（いくつでも）

「在宅での介護サービスの充実」の割合が49.7%と最も高く、次いで「医療と介護の連携」45.0%、「家族や親族との良好な人間関係」42.5%となっています。



(2) 在宅介護実態調査

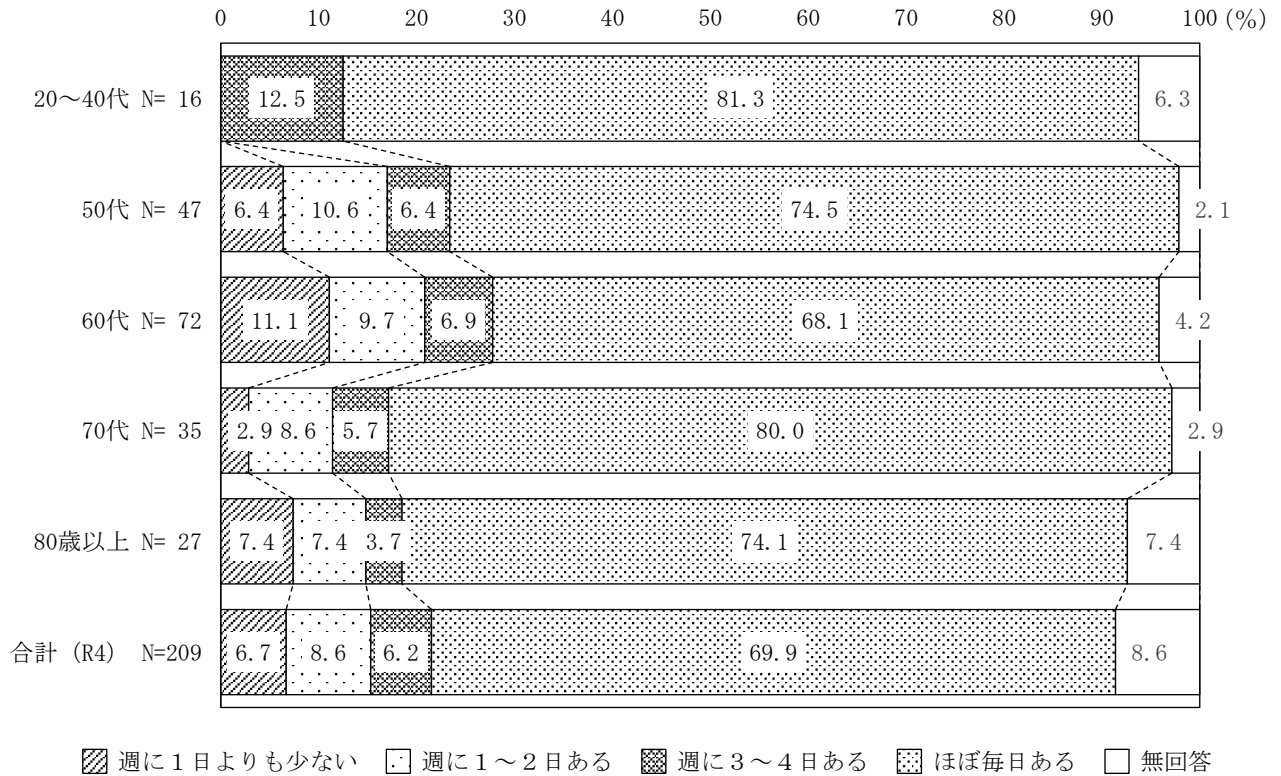
在宅介護実態調査は、要支援・要介護の認定を受けて、居宅で暮らしている高齢者を対象として、介護サービスの利用状況や介護者の勤労実態等をアンケートにより把握し、計画の基礎資料とすることを目的としています。

〔調査の概要〕

調査対象者	要支援・要介護の認定を受けて、居宅で生活している高齢者のうち、更新申請・区分変更申請にかかる認定調査を受ける人
調査方法	介護認定調査員を通じたアンケート調査
調査期間	令和4年11月1日～令和5年1月31日
回収結果	回収数 209人

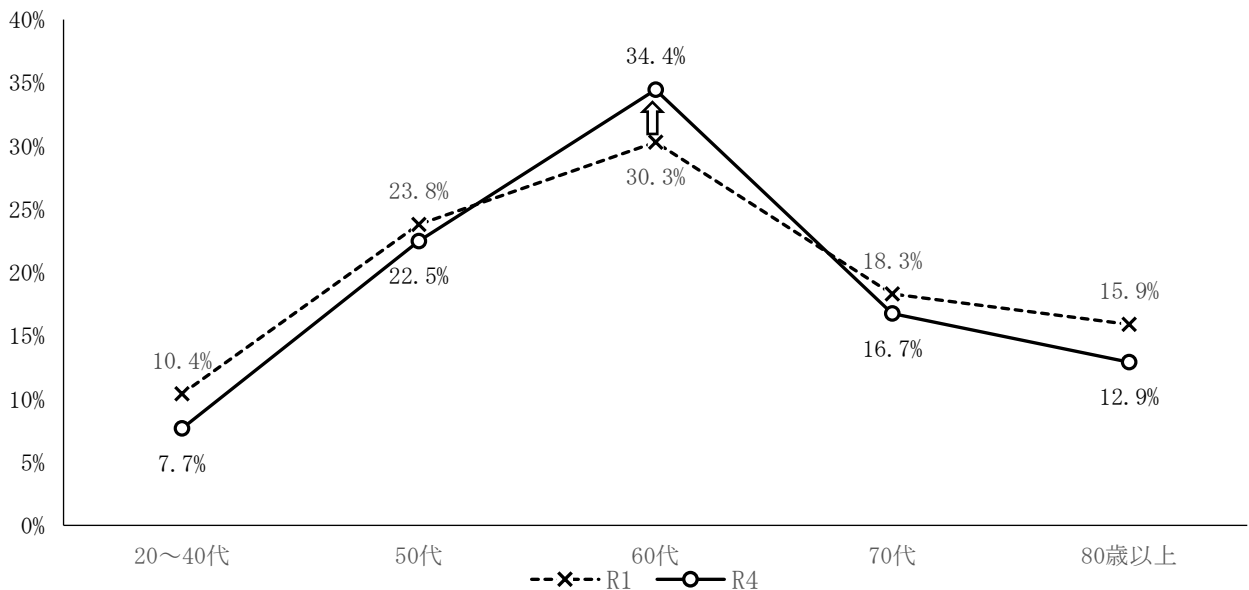
問 家族や親族（同居していない子どもを含む）による介護は、週にどのくらいありますか

「ほぼ毎日ある」が69.9%と最も多くなっており、70歳代では8割の人がほぼ毎日介護をしています。



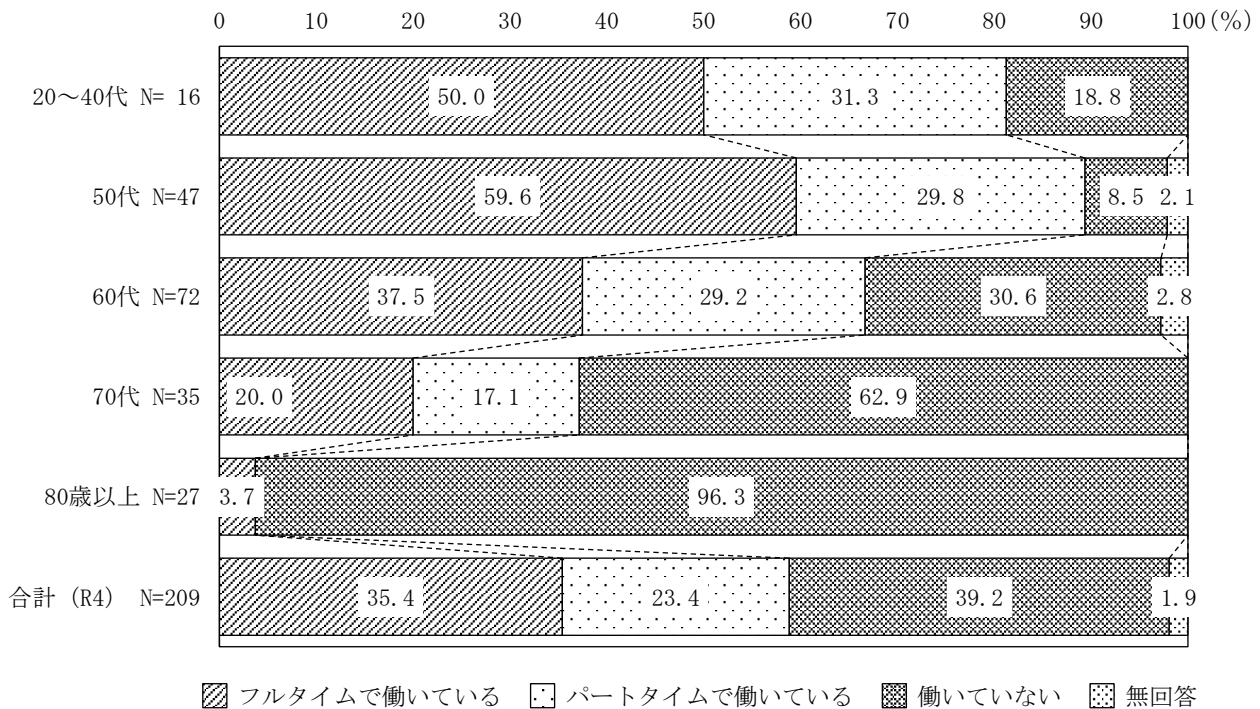
問 主な介護者（介護を行う人）の年齢について、ご回答ください

60歳代が最も多く、次いで50歳代70歳代となっています。前回調査と比較すると、60歳代の介護者の割合が増えたことが分かります。



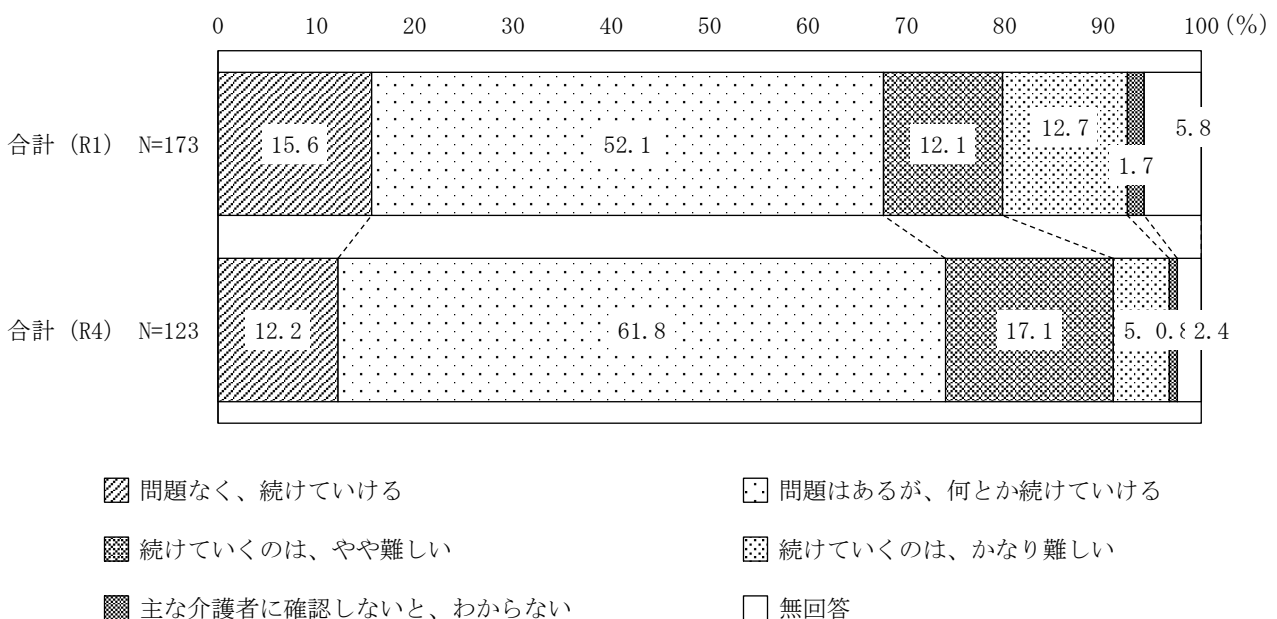
問 主な介護者（介護を行う人）の勤務形態について、ご回答ください

「働いていない」が39.2%と最も多く、次いで「フルタイムで働いている」が多くなっています。年齢別では、50歳代で「フルタイムで働いている」割合が59.6%となりました。



問 主な介護者（介護を行う人）は、今後も働きながら介護を続けていけそうですか

「問題はあるが、なんとか続けている」の割合が、61.8%と最も多くなっています。前回調査と比較すると「問題なく、続けていける」の割合が3.4ポイント減少しています。



(3) 介護保険事業所アンケート調査

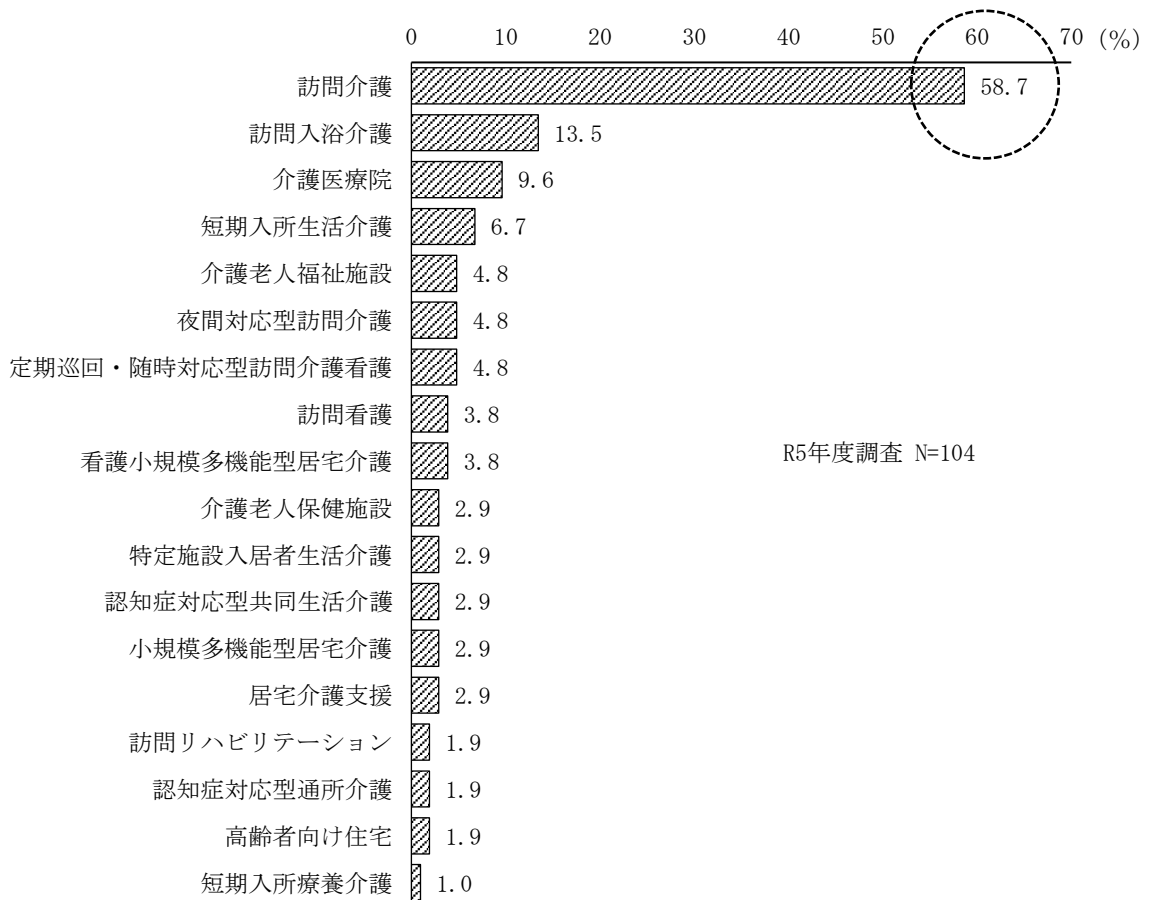
介護保険事業所アンケート調査は、市内のすべての介護保険事業所を対象として、介護保険事業所の運営状況や人材確保に向けた取り組みをアンケートにより把握し、高山市における今後の介護保険運営のための基礎資料とすることを目的としています。

〔調査の概要〕

調査対象者	市内すべての介護保険事業所
調査方法	インターネットを活用した調査 (Logo フォーム)
調査期間	令和5年10月26日～令和5年11月15日
回収結果	回収数 104件/163件 (回収率63.8%)

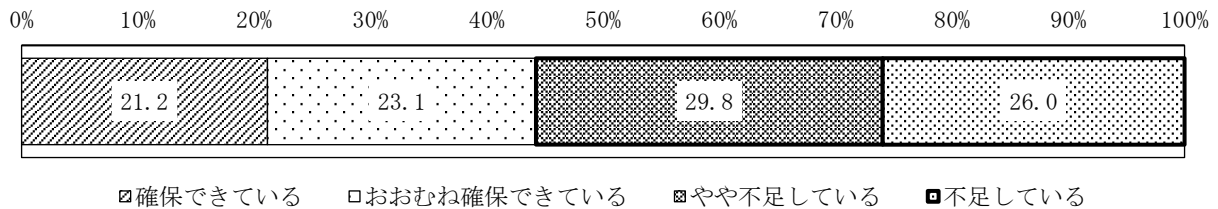
問 高山市内で不足していると思うサービスについて、選択してください。(最大3つまで)

「訪問介護」の割合が58.7%と最も高く、次いで「訪問入浴介護」13.5%となっています。在宅介護の推進に向けて「訪問介護」が必要と考えている事業者が多いことがうかがえます。



問 人材確保の状況について、あてはまるものを選択してください。

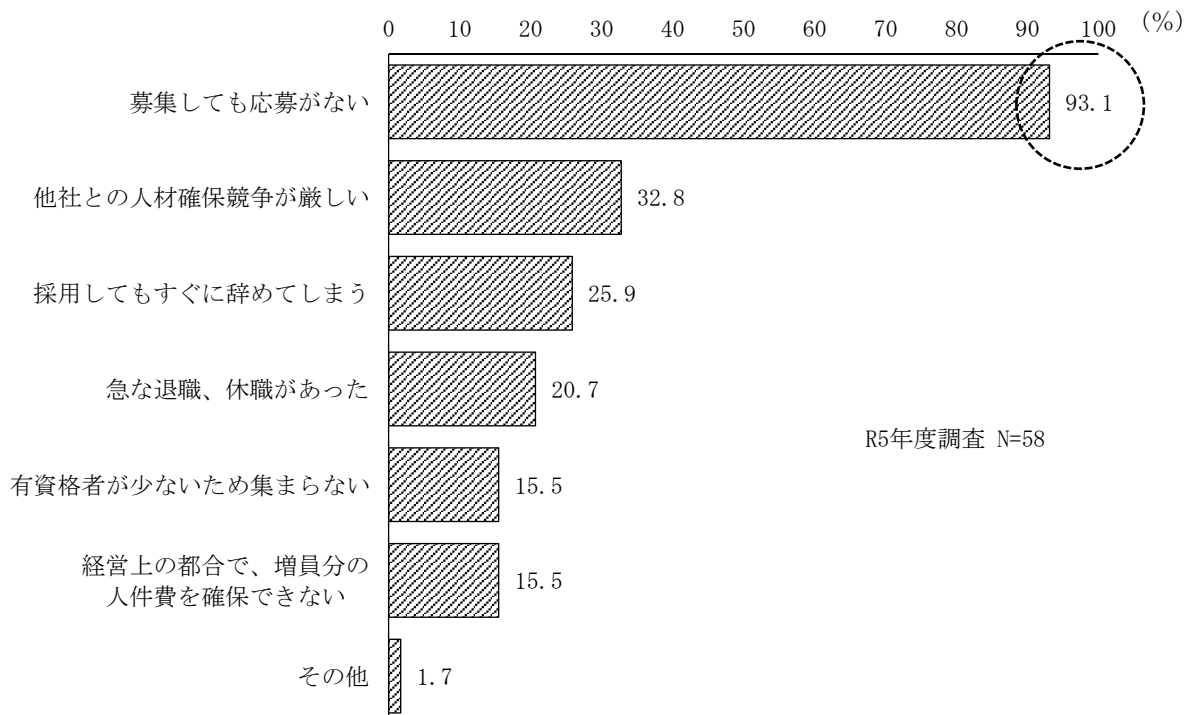
「やや不足している」および「不足している」を合計した『不足している』の割合は、55.8% (29.8%+26.0%) と半数を超えています。多くの事業所で介護人材の確保が困難な状況となっていることがうかがえます。



R5年度調査 N=104

問 不足している理由として考えられることは何ですか。(複数選択可)

「募集しても応募がない」の割合が93.1%と最も高く、次いで「他社との人材確保競争が厳しい」32.8%、「採用してもすぐに辞めてしまう」25.9%となっています。



R5年度調査 N=58

6. 高齢者福祉サービスの状況

高齢者が心身ともに健康で、住み慣れた地域で自分らしくいきいきと暮らせるよう、高齢者福祉に関する様々なサービスを提供しています。

(1) 介護予防の推進

■ 高齢者健康教室等の開催による介護予防の推進

内容	高齢者ができる限り要介護（支援）状態になることなく、健康でいきいきとした生活が送れるよう高齢者健康教室（ひざ腰元気教室等）を開催します。 【対象者】一般高齢者 【教室名】ひざ腰元気教室（週1回で20回）、フレイル予防教室、脳力アップ教室
R3 実績	延べ参加者数 2,654 人
R4 実績	延べ参加者数 4,245 人

■ 通所型介護予防事業の実施

内容	主に基本チェックリスト該当者の高齢者に対し、送迎つきで通所型介護予防事業（にこにこ教室）を実施し、できる限り要介護状態にならず自立した生活が継続できるよう支援します。
R3 実績	延べ参加者数 4,999 人
R4 実績	延べ参加者数 4,778 人

■ 訪問型サービスA事業の提供

内容	要支援1・2の方及び基本チェックリスト該当者に対し、買い物、家屋内の軽易な掃除等の日常生活上の援助を行います。 【利用者負担】買い物 1回170円 家屋内の軽易な掃除等 1回100円
R3 実績	利用者数 12人、延べ利用回数 368回
R4 実績	利用者数 13人、延べ利用回数 312回

(2) 地域活動や社会参加の促進

■いきいき健康農園

内容	農地を持たない 60 歳以上の方を対象に、農地を無償で貸し出すことで、高齢者等の健康増進や介護予防を推進します。 【農園箇所】千島農園、三福寺農園、江名子農園、下岡本農園
R3 実績	延べ利用者数 163 人
R4 実績	延べ利用者数 162 人

■温泉保養施設等の利用助成

内容	市が指定する温泉保養施設や公衆浴場（銭湯）の利用料の一部を助成することにより、高齢者等の外出の契機とするとともに健康づくりや心身のリフレッシュを促進します。 【温泉保養施設】9 か所 【公衆浴場】2 か所
R3 実績	交付者数 6,642 人、延べ利用者数 57,827 人
R4 実績	交付者数 7,173 人、延べ利用者数 63,628 人

■敬老祝品の贈呈

内容	「敬老の日」に、長寿者に対して祝品等を贈呈します。
R3 実績	祝品贈呈者 米寿の方 640 人、満百歳の方 41 人、百歳を超える方 57 人、最高齢者 男女各 1 人
R4 実績	祝品贈呈者 米寿の方 684 人、満百歳の方 50 人、百歳を超える方 72 人、最高齢者 男女各 1 人

(3) 認知症高齢者への支援

■認知症サポーターの養成

内容	認知症サポーター養成講座は、出前講座で開催するほか、高齢者等見守りネットワークの協力事業者や児童生徒などを対象に開催し、認知症に関する正しい知識と理解を促進します。
R3 実績	延べ受講者数 7,063 人、市民全体に占める割合 8.3%
R4 実績	延べ受講者数 7,494 人、市民全体に占める割合 9.0%

■徘徊高齢者探索機器の貸与

内容	認知症の症状により徘徊行動がある高齢者を在宅で介護している家族に対し、現在位置を示す携帯端末機（GPS）を貸与し、徘徊による事故防止を図ります。
R3 実績	貸与者数 26 人
R4 実績	貸与者数 22 人

■認知症高齢者等の個人賠償責任保険加入

内容	認知症の人が他人にケガをさせたり財物を壊したときの補償を受けられるよう、民間の保険（個人賠償責任保険）に市が保険料を全額負担して加入します。
R3 実績	保険加入者 95 人
R4 実績	保険加入者 110 人

(4) 地域包括ケアシステムの構築

■地域包括支援センターの機能強化による相談支援の推進

内容	地域包括支援センターでは、高齢者やその家族、近隣に暮らす人の保健や医療、福祉、暮らしに関する事など、高齢者に関する総合相談窓口として相談に幅広く応じ、適切な保健、医療、福祉サービスの利用支援を行います。
R3 実績	相談件数 29,471 件
R4 実績	相談件数 29,068 件

(5) 住み慣れた地域での生活の支援

■軽度生活援助員の派遣

内容	ひとり暮らしの高齢者等に高山市シルバー人材センターから会員を派遣し、買い物、家屋内の軽易な掃除等の日常生活上の援助を行います。 【利用者負担】 買い物、除雪 1回 170円 家屋内の軽易な掃除等 1回 100円
R3 実績	利用者数 68人、延べ利用回数 762回
R4 実績	利用者数 74人、延べ利用回数 354回

■寝具洗濯乾燥サービスの提供

内容	寝具類の衛生管理が困難な高齢者等に対して、寝具類の洗濯乾燥サービスを提供します。 【利用者負担】 クリーニング定価の1割相当額
R3 実績	延べ利用件数 17件、利用者数 7人
R4 実績	延べ利用件数 15件、利用者数 13人

■日常生活用具の給付

内容	ひとり暮らしの高齢者等に、日常生活の安全安心のための電磁調理器や玄関チャイム等の給付、老人用電話やシルバーカーの貸与を行います。 【給付品目】 電磁調理器、火災警報器、自動消火器、玄関チャイム 【貸与品目】 老人用電話、シルバーカー
R3 実績	電磁調理器 12台、玄関チャイム 2台、老人用電話 4台、シルバーカー 2台
R4 実績	電磁調理器 6台、火災警報器 1台、自動消火器 1台、玄関チャイム 4台、老人用電話 4台、シルバーカー 10台

■配食サービス（特別食）の提供

内容	<p>きざみ食やカロリー制限食などの特別食が必要なひとり暮らし高齢者等に、特別食の弁当を配達して栄養管理を行うとともに、配達時に安否確認を行います。</p> <p>【配達日】週5日（月～金）、1日につき1食</p> <p>【利用者負担】1食400円</p>
R3実績	延べ利用数 11,731食、利用者数 76人
R4実績	延べ利用数 11,807食、利用者数 85人

※令和5年度から配達日に土曜日を追加し、週6日に拡充。また、普通食の配食サービスを開始。1食350円。

■外出困難者の移動支援

内容	<p>支所地域において、一般の交通機関の利用が困難な高齢者に対して、通院や買い物等への送迎を行います。</p> <p>【利用者負担】1回0～1,040円（距離及び世帯の市民税額により異なる）</p>
R3実績	延べ利用者数 7,627人
R4実績	延べ利用者数 8,491人

■緊急通報システムの貸与

内容	<p>ひとり暮らしの高齢者等を対象に、急病や火災などの緊急時にボタンを押すと24時間対応の通報相談センターにつながる緊急通報装置を貸与します。</p> <p>【利用者負担】年0～1,040円（世帯の市民税額により異なる）</p> <p>【設置台数】285台（令和5年3月末）</p>
R3実績	新規設置台数 36台
R4実績	新規設置台数 21台

■短期宿泊による生活管理指導

内容	<p>日常生活が困難なひとり暮らし高齢者等の短期間の宿泊により、生活に対する指導及び支援を行い、要介護状態への進行防止と安定した日常生活を支援します。</p> <p>【利用者負担】1日380円（別途食事代が必要、原則1回7日間まで）</p> <p>【実施施設】養護老人ホーム向陽園</p>
R3実績	延べ利用日数 236日、利用者数 4人
R4実績	延べ利用日数 104日、利用者数 3人

■地域乗合バス利用費の助成

内容	「高齢者バス優待乗車証（悠々手形）」の購入費用（4,190円）の一部を助成し、バス利用の負担軽減を図ります。 【助成額】2,000円
R3実績	延べ利用者数 364人
R4実績	延べ利用者数 306人

■住宅改造費等の助成

内容	日常生活に支障のある高齢者等に対して、介護保険サービスと併せて、住宅の改造にかかる費用を助成します。 【住宅改造費助成】生計中心者の前年所得税額により、最高75万円まで助成（介護保険による給付額を含む） 【屋根融雪装置設置費助成】生計中心者の市民税額により、最高60万円まで助成
R3実績	延べ利用件数 281件（うち、融雪装置29件）
R4実績	延べ利用件数 156件（うち、融雪装置99件）

■高齢者等屋根雪下ろし費用の助成

内容	屋根の雪下ろしが困難で、近隣や親族の援助を受けられない高齢者世帯に対して、雪下ろしや排雪にかかる費用を助成します。 【対象者】市内に住所を有する高齢者のみの世帯 【助成額】生計中心者の市民税額により、年額12万・8万・4万円を上限に助成
R3実績	助成決定世帯数 196世帯、助成利用世帯数 132世帯
R4実績	助成決定世帯数 255世帯、助成利用世帯数 13世帯

■介護用品等購入券の支給

内容	在宅で寝たきりの高齢者等を介護する家族の経済的負担を軽減するため、介護度や所得要件に応じて、おむつ等の購入券を支給します。 【要介護2・3（世帯非課税）】年間1人40,000円 【要介護4・5（本人非課税）】年間1人60,000円 【要介護4・5（世帯非課税）】年間1人195,000円
R3実績	支給人数 518人
R4実績	支給人数 505人

■在宅寝たきり高齢者等介護者慰労金の支給

内容	介護認定を受けた家族を介護保険サービスを利用せず（年間 10 日以内の利用等は除く）に在宅で介護している介護者に対して、慰労金を支給します。 【支給額】月 10,000 円
R3 実績	支給人数 16 人
R4 実績	支給人数 19 人

■成年後見制度の利用促進

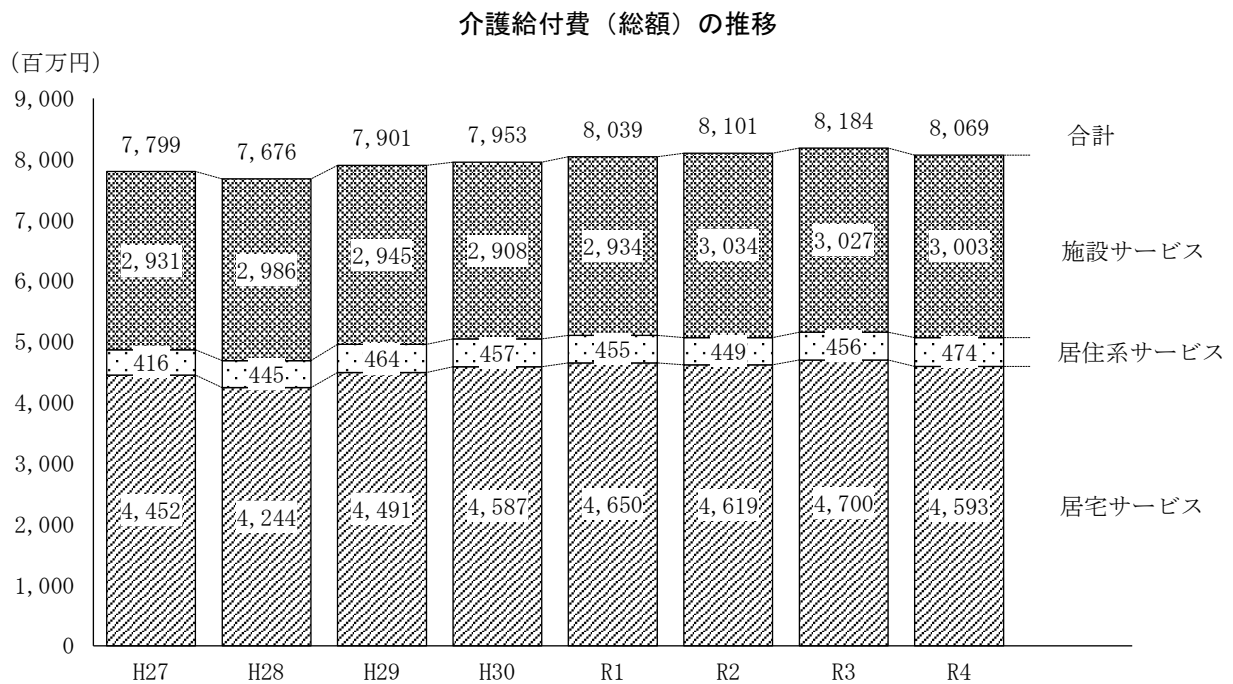
内容	成年後見支援センターでは、認知症などがあり財産管理や契約等を自分で行うことが難しい方の成年後見制度の内容説明や相談、利用支援を行います。
R3 実績	— （令和4年4月から成年後見支援センター開設）
R4 実績	延べ相談人数 257 人

7. 介護サービスの状況

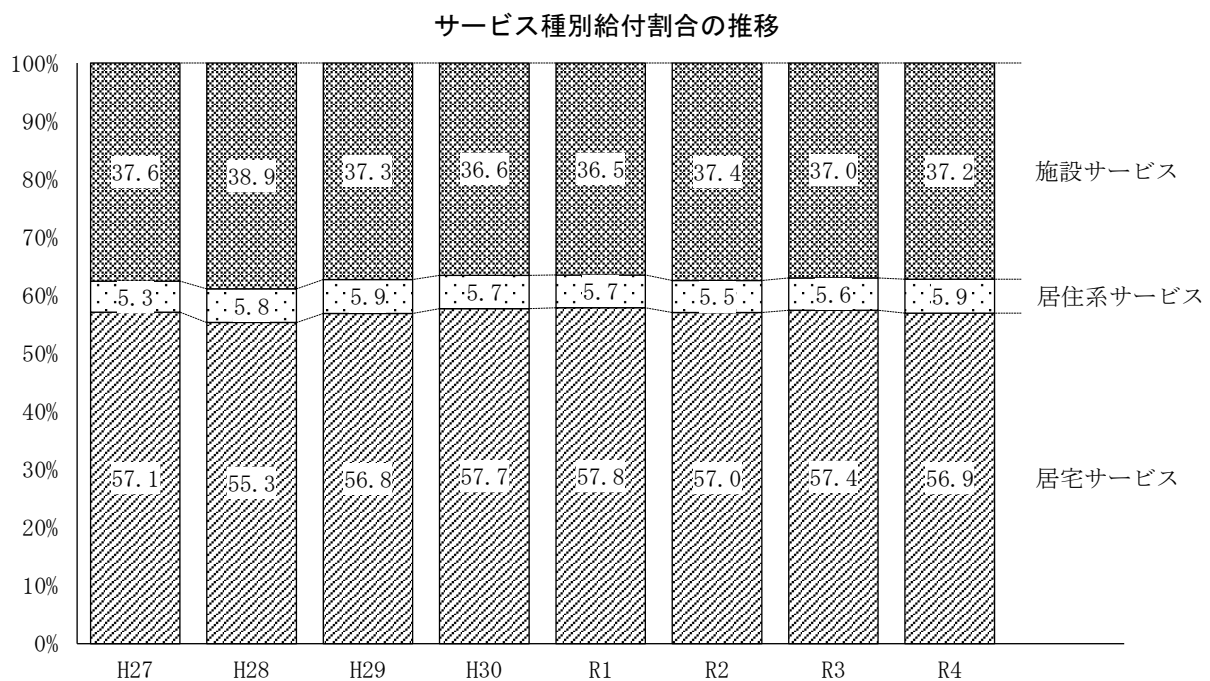
(1) 介護給付費

介護給付費の総額は、介護サービス利用者数の増加、介護報酬改定等に伴いやや増加傾向にあります。ほぼ横ばいであり80億円前後で推移しています。

サービス種別毎の給付割合においても、ほぼ横ばいとなっています。



(出典) 地域包括ケア「見える化」システム (厚生労働省)



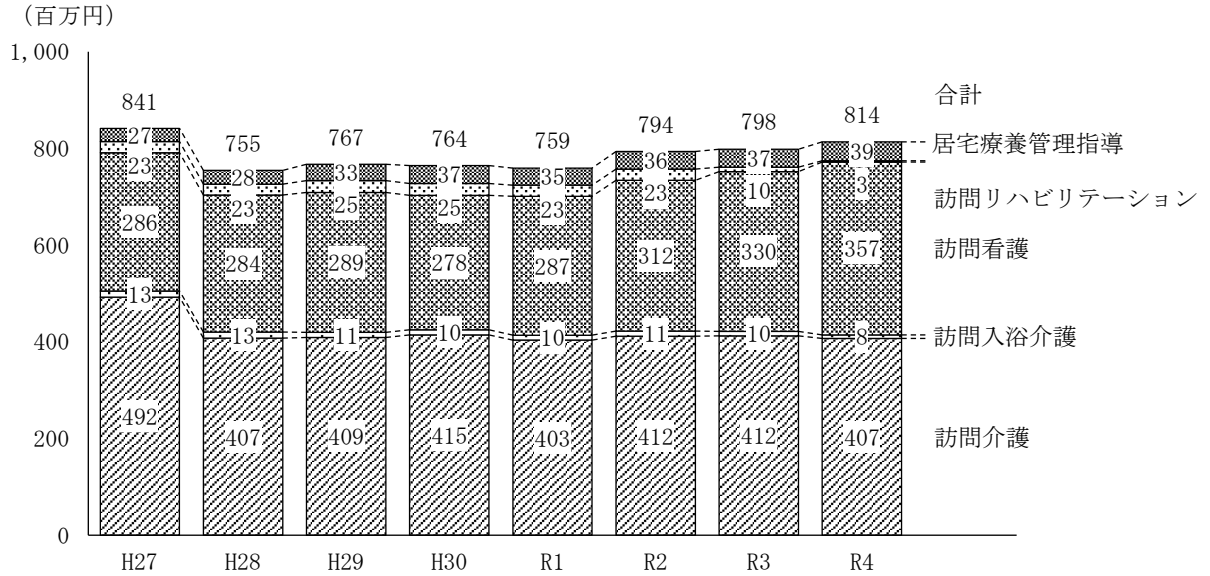
(出典) 地域包括ケア「見える化」システム (厚生労働省)

(2) 居宅サービス

① 訪問サービス

訪問サービスは、平成28年以降横ばいでしたが、訪問看護や居宅療養管理指導が近年増加傾向となっています。

訪問サービスにかかる介護給付費の推移

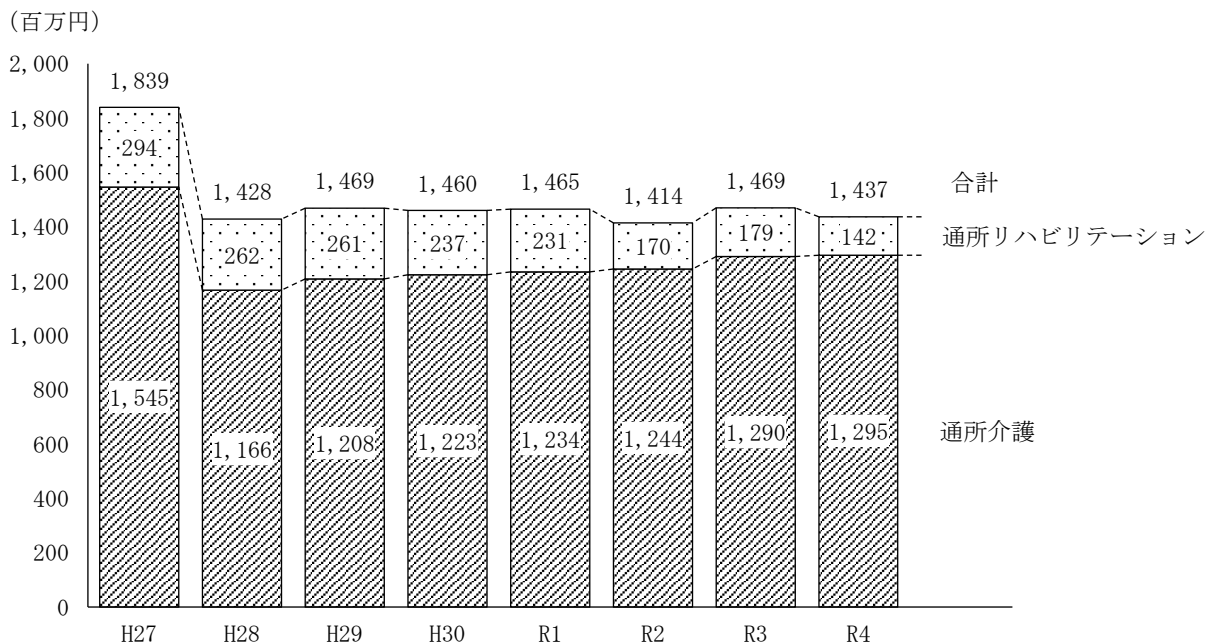


(出典) 地域包括ケア「見える化」システム (厚生労働省)

② 通所サービス

通所介護は、平成28年の地域密着型通所介護の創設に伴い減少し、その後横ばいとなっています。通所リハビリテーションは減少傾向となっています。

通所サービスにかかる介護給付費の推移

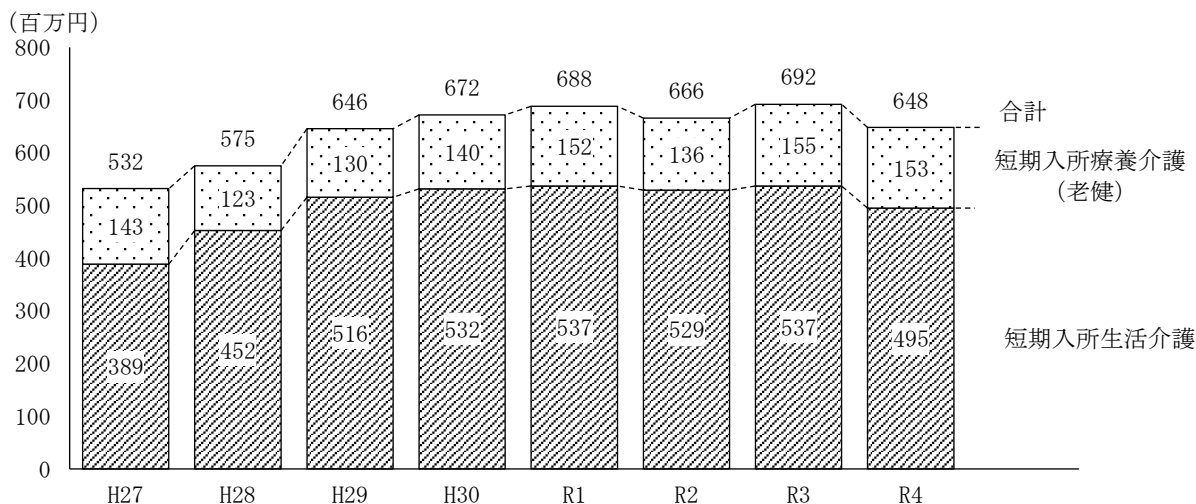


(出典) 地域包括ケア「見える化」システム (厚生労働省)

③短期入所サービス

短期入所サービスは、令和元年までは増加傾向にありましたが、その後は横ばいで推移しています。

短期入所サービスにかかる介護給付費の推移

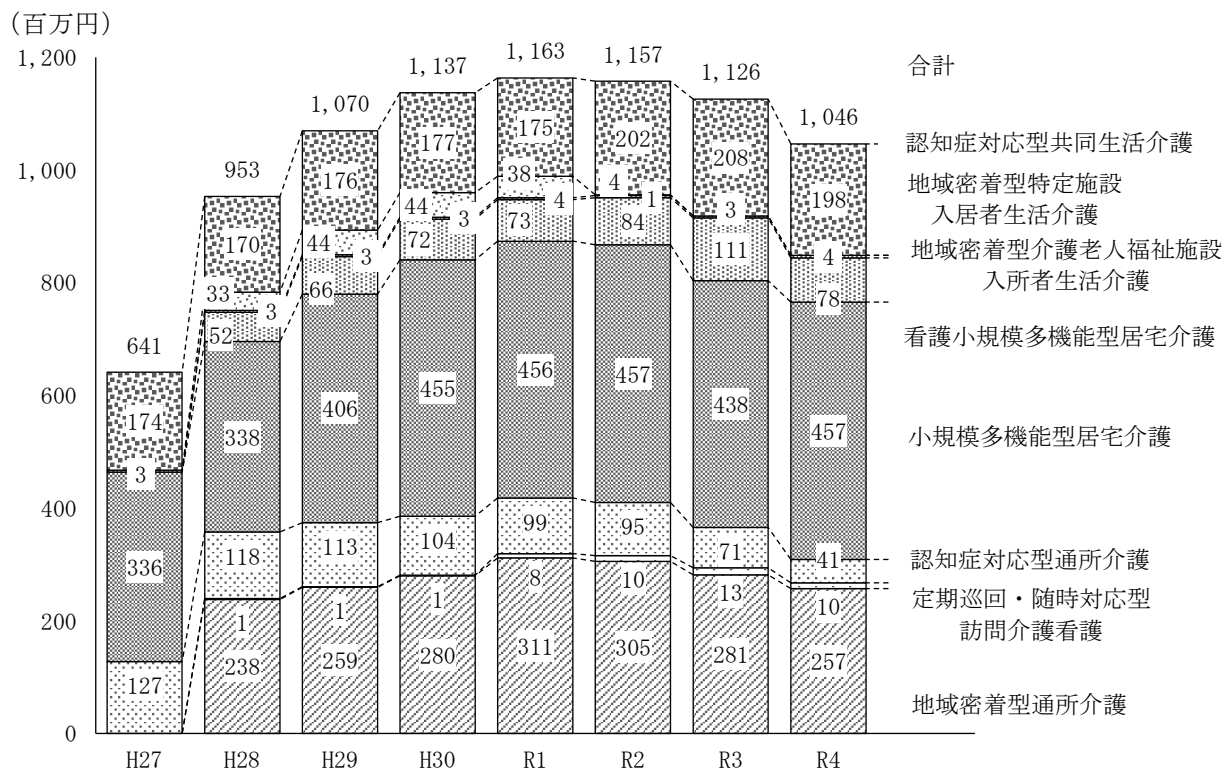


(出典) 地域包括ケア「見える化」システム (厚生労働省)

(3) 地域密着型サービス

小規模多機能型居宅介護の給付額が多くなっています。全体としては令和2年度以降減少傾向となっています。

地域密着型サービスにかかる介護給付費の推移

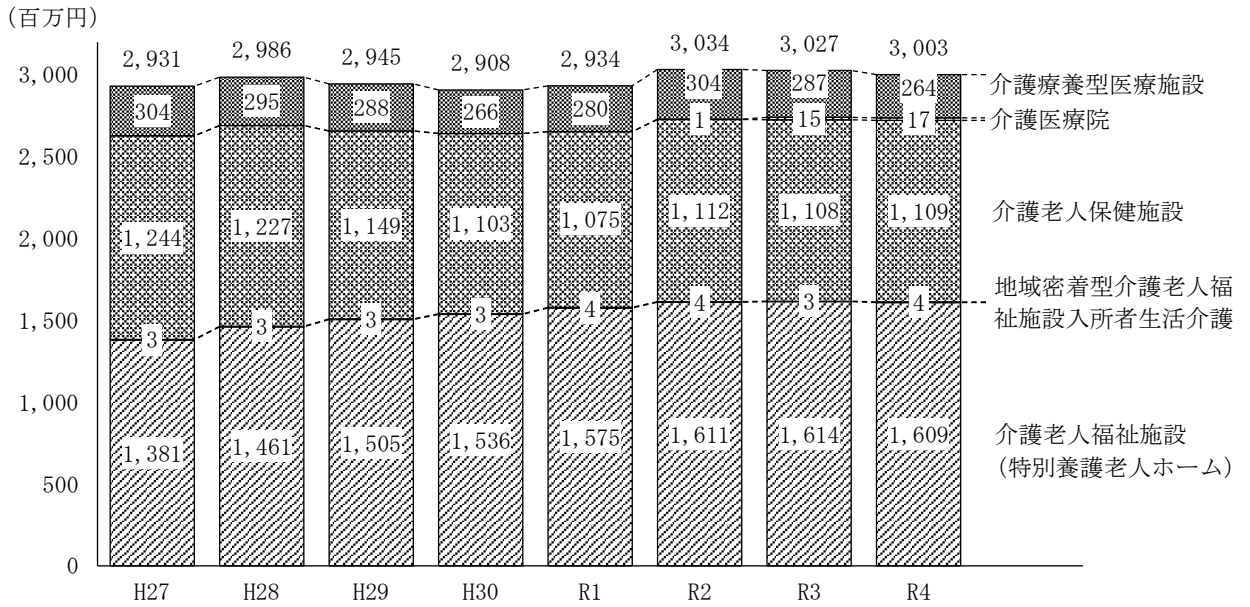


(出典) 地域包括ケア「見える化」システム (厚生労働省)

(4) 施設サービス

施設サービスは、29～30 億円台で推移しています。介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の給付費が増加傾向にあります。

施設サービスにかかる介護給付費の推移



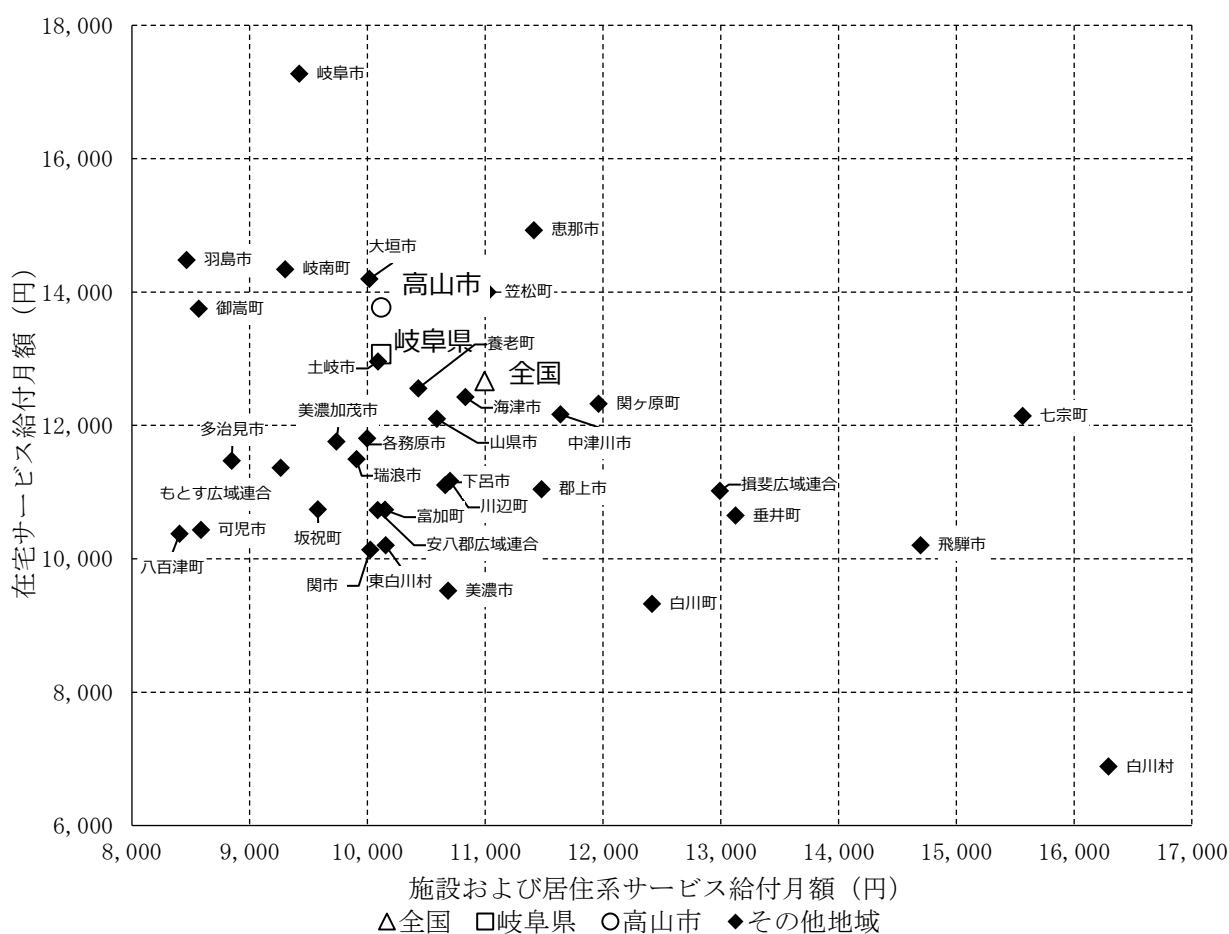
(出典) 地域包括ケア「見える化」システム (厚生労働省)

■第1号被保険者1人当たり在宅サービス・施設サービス給付月額

第1号被保険者1人あたりの給付月額は、在宅サービスは全国平均と比較して高い水準にあり、施設及び居住系サービスは全国平均よりやや低くなっています。

高山市では在宅サービスに対する給付の割合が高く、特に、訪問看護や通所介護や短期入所、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護に対する給付の割合が高くなっています。逆に、全国平均と比較して給付の割合が低いサービスは、訪問入浴介護、訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、認知症対応型共同生活介護となっています。

第1号被保険者1人当たり在宅サービス・施設サービス給付月額



(出典) 地域包括ケア「見える化」システム (厚生労働省)

(時点) 令和5年

■ 第1号被保険者1人当たり在宅サービス・施設サービス給付月額

(単位：円)

	全国	岐阜県	高山市	対全国比	対県比
施設サービス	8,013	7,782	8,786	109.6%	112.9%
介護老人福祉施設	4,237	4,276	4,755	112.2%	111.2%
介護老人保健施設	2,777	2,607	3,383	121.8%	129.8%
介護医療院	437	263	70	16.0%	26.6%
介護療養型医療施設	51	57	570	1117.6%	1000.0%
地域密着型介護老人福祉施設	511	579	8	1.6%	1.4%
居宅サービス	10,762	10,625	10,724	99.6%	100.9%
訪問介護	2,311	2,574	1,273	55.1%	49.5%
訪問入浴介護	118	122	26	22.0%	21.3%
訪問看護	827	756	1,075	130.0%	142.2%
訪問リハビリテーション	136	81	8	5.9%	9.9%
居宅療養管理指導	361	294	124	34.3%	42.2%
通所介護	2,704	3,222	3,873	143.2%	120.2%
通所リハビリテーション	968	807	492	50.8%	61.0%
短期入所生活介護	881	1,191	1,473	167.2%	123.7%
短期入所療養介護	99	140	492	497.0%	351.4%
福祉用具貸与	868	865	955	110.0%	110.4%
特定福祉用具販売	35	26	29	82.9%	111.5%
住宅改修	82	76	84	102.4%	110.5%
特定施設入居者生活介護	1,372	471	820	59.8%	174.1%
介護予防支援・居宅介護支援	1,327	1,336	1,461	110.1%	109.4%
地域密着型サービス	3,555	3,443	2,914	82.0%	84.6%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	174	79	33	19.0%	41.8%
夜間対応型訪問介護	8	1	0	0.0%	0.0%
認知症対応型通所介護	160	144	99	61.9%	68.8%
小規模多機能型居宅介護	597	515	1,362	228.1%	264.5%
認知症対応型共同生活介護	1,562	1,817	509	32.6%	28.0%
地域密着型特定施設入居者生活介護	46	45	0	0.0%	0.0%
看護小規模多機能型居宅介護	143	110	183	128.0%	166.4%
地域密着型通所介護	865	732	728	84.2%	99.5%
合計	37,974	37,254	37,523	98.8%	100.7%

(出典) 地域包括ケア「見える化」システム(厚生労働省)


(時点) 令和5年



第3章

基本目標・指標・施策





第3章 基本目標・指標・施策



1. 基本目標と目指す姿

第8期計画においては、基本目標を「やさしさにつつまれ健やかに暮らせるまち」として、福祉、保健、医療等の連携のもと、地域における支え合いの仕組みが整い、心身の状態に応じて必要な支援が受けられ、健康で安心して暮らせるまちとなるよう、取り組みをすすめてきました。

第9期計画においては、第8期計画の基本目標を継承するとともに、認知症の人を含めた国民一人一人が個性や能力を発揮し、互いに尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現を目指す「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が制定されたことを踏まえ、現計画の目指す姿に「共生社会」の視点を反映し、今後増加が見込まれる要介護者や認知症高齢者への対応をはじめ、高齢者に関する様々な課題の解決に向けて更なる取り組みを推進します。

～基本目標～

やさしさにつつまれ健やかに暮らせるまち

～目指す姿～

誰もが個性や能力を発揮し、互いに尊重し支え合う共生社会の中で、

- ①高齢者が心身ともに健康で、住み慣れた地域で自分らしくいきいきと暮らしています。
- ②介護や支援の必要な高齢者が、心身の状態に応じて必要なサービスを利用しながら、安心して暮らしています。
- ③元気な高齢者が経験や能力を活かしながら、地域の様々な分野で活躍しています。

❁ 2. 高齢者を取り巻く主な課題

令和6年1月、「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（いわゆる「基本指針」）が国から示されました。この基本指針は、計画を策定する際のガイドラインとなるもので、次のような基本的考え方が示されています。

基本指針

【基本的考え方】

次期計画期間中には、団塊の世代が全員75歳以上となる2025年（令和7年）を迎えることになる。

また、高齢者人口がピークを迎える2040年（令和22年）を見通すと、85歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれている。

さらに、都市部と地方で高齢化の進みが大きく異なるなど、これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策や目標を優先順位を検討した上で、介護保険事業（支援）計画に定めることが重要となる。

また、令和6年1月、「共生社会を実現するための認知症基本法」が施行されました。この認知症基本法では、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進し、認知症の人を含めた国民一人一人が個性や能力を発揮し、互いに尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現を推進することが求められています。

このような国の動向や、高山市における高齢者を取り巻く状況を踏まえ、次のとおり主な課題を整理しました。

主な課題

- | | |
|-----|----------------------|
| 課題1 | 後期高齢者の増加に伴う要介護認定者の増加 |
| 課題2 | 高齢化の進展による認知症高齢者の増加 |
| 課題3 | 様々な高齢者ニーズへの対応 |
| 課題4 | 生産年齢人口の減少に伴う介護人材の不足 |
| 課題5 | 増加が見込まれる介護ニーズへの対応 |

❁ 3. 主な課題を踏まえた施策の方向性

高山市における5つの主な課題に対応するため、次のとおり施策の方向性を定めました。

課題 1	後期高齢者の増加に伴う要介護認定者の増加
<ul style="list-style-type: none"> ● 令和7年には、いわゆる団塊の世代（昭和22年～24年生まれ）の全員が75歳以上となる。年齢が上がるにつれて介護を必要とする人は増える傾向にあるため、<u>75歳以上高齢者（後期高齢者）の増加に伴い、要介護認定者の増加が見込まれる。</u> ● 市では、元気な高齢者を対象とした健康教室や、要支援認定者等を対象とした通所型介護予防事業（にこにこ教室）、認知症予防に関する事業など、様々な介護予防の取り組みを実施してきた。 ● 今後、後期高齢者の増加を見据え、多くの高齢者が要介護状態にならず、生きがいを感じながらいきいきと暮らせるよう、<u>介護予防や社会参加に関する取り組みを推進する必要がある。</u> 	

施策の方向性	1. 介護予防・社会参加の推進
<ul style="list-style-type: none"> ● より多くの高齢者が参加しやすくなるように健康教室の内容を見直すなど、高齢者が要介護状態になることを予防する介護予防の取り組みや、社会参加に関する取り組みを推進する。 	

課題 2	高齢化の進展による認知症高齢者の増加
<ul style="list-style-type: none"> ● 認知症は、加齢とともに発症しやすくなると言われており、高齢化の進展により認知症高齢者が増加することが見込まれる。 ● 令和 5 年 6 月に成立した「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」では、認知症施策を総合的かつ計画的に推進することが示されており、「認知症フレンドリー社会」をめざした取り組みが求められている。 ● 高齢者を対象としたアンケート調査では、認知症に関する相談窓口について 65%の人が知らないと回答してしている。認知症になっても地域で安心して暮らしていくためには、多くの人が認知症への理解を深めることや、認知症予防に取り組むことが必要である。 	

施策の方向性	<div style="display: inline-block; border: 1px solid gray; padding: 5px; margin-right: 20px;">2. 認知症高齢者への支援</div> <div style="display: inline-block; border: 1px solid gray; padding: 5px;">4. 住み慣れた地域での生活支援</div>
<ul style="list-style-type: none"> ● 認知症高齢者が地域で安心して暮らせるよう、認知症への理解を深めるための啓発や相談支援の充実、認知症予防事業の実施など、認知症に関する取り組みや、成年後見制度の利用を推進する。 	

課題 3	様々な高齢者ニーズへの対応
<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者のひとり暮らしや高齢者のみの世帯の増加により、日々の家事や買い物などへの支援を必要とする高齢者の増加が見込まれる。 ● 地域包括支援センターでは高齢者に関する幅広い相談に応じているが、相談内容は多様化し、対応が難しいケースも増えてきている。 ● 高齢者が安心して暮らすためには、医療や介護などの専門職によるサービスだけでなく、地域住民、民間企業、NPO、ボランティア等の多様な主体が参画し、地域全体で高齢者を支えていく体制（地域包括ケアシステム）を充実していくことが必要である。 	

施策の方向性	<div style="display: inline-block; border: 1px solid gray; padding: 5px; margin-right: 20px;">3. 地域包括ケアシステムの充実</div> <div style="display: inline-block; border: 1px solid gray; padding: 5px;">4. 住み慣れた地域での生活支援</div>
<ul style="list-style-type: none"> ● 医療と介護の連携強化や、生活支援コーディネーターを活用した住民主体の支え合い活動への支援など、地域全体で高齢者を支える体制（地域包括ケアシステム）の充実に向けた取り組みを推進する。 	

課題4	生産年齢人口の減少に伴う介護人材の不足
------------	----------------------------

- 介護事業所からは、介護人材が不足しており、職員を募集しても採用に至らないといった意見を聞いている。生産年齢人口が大きく減少する中、介護の現場においては介護人材の確保が困難な状況となっている。
- 介護人材が不足する中、ICT（情報通信技術）の活用による介護現場の生産性向上を図るとともに、介護職を志す学生の市内就職、有資格者で介護の仕事を離れている人の再就業、外国人介護人材の活用など、介護人材の確保を推進していくことが必要である。

施策の 方向性	5. 安定した介護サービスの提供（人材確保）
--------------------	-------------------------------

- 安定した介護サービスの提供に向けて、ICT（情報通信技術）の活用による介護現場の生産性向上を支援するとともに、介護関係団体と連携した介護人材の確保や育成に関する取り組みを推進する。

課題5	増加が見込まれる介護ニーズへの対応
------------	--------------------------

- 特別養護老人ホームへの入所を待っている人は年々増加傾向にある。要介護認定者の増加により、介護ニーズはますます増加することが予想される。
- 国の制度改正により、介護療養型医療施設（介護療養病床）は、令和6年3月末をもって廃止することが決定しており、国は、新たに創設した介護医療院などへの転換を求めている。
- 市内では、介護療養型医療施設を運営していた高山厚生病院が閉院したため、医療ニーズが高く、長期療養が必要な人の受け入れ先が減少しており、新たな受け入れ先を確保する必要がある。

施策の 方向性	5. 安定した介護サービスの提供（基盤整備）
--------------------	-------------------------------

- 介護医療院の開設に向けて関係機関と協議するなど、地域に必要な介護サービス基盤の整備を推進する。

✿ 4. 施策体系

1. 介護予防・社会参加の推進

- (1) 健康寿命の延伸
- (2) 介護予防・生活支援サービスの充実
- (3) 生きがいづくり

2. 認知症高齢者への支援

- (1) 認知症に対する理解の促進
- (2) 認知症の早期発見・早期対応
- (3) 認知症高齢者及び家族への支援

3. 地域包括ケアシステムの充実

- (1) 包括的な生活支援体制の充実
- (2) 在宅医療・介護連携の推進
- (3) 地域ケア会議の充実

4. 住み慣れた地域での生活支援

- (1) 在宅生活の支援
- (2) 在宅介護者への支援
- (3) 権利擁護の推進

5. 安定した介護サービスの提供

- (1) 介護人材の確保、資質の向上及び事業所の運営支援
- (2) 災害対策の推進
- (3) 感染症対策の推進
- (4) 介護サービス基盤の整備

5. 指標

第9期計画においては、次の4つの指標を設定し、各種施策を推進します。

指標	令和4年度 実績	令和7年度 目標値
①要介護（支援）認定率	18.8%	19.9%以下
②認知症サポーター養成講座の延べ受講者数	7,494人	8,800人
③高齢者健康教室（シニアいきいき健康教室等）の延べ参加者数	4,245人	4,500人
④成年後見制度の利用者数	115人	130人

■目標値の考え方

①要介護（支援）認定率

令和7年度における要介護（支援）認定者は5,539人、認定率は19.9%と見込んでいます。第9期計画においても継続して介護予防に取り組み、認定率を19.9%以下とすることを目標とします。

②認知症サポーター養成講座の延べ受講者数

地域で認知症の人やその家族に対し、できる範囲で手助けする認知症サポーターを養成するため、年間の受講者数を約300人とし、令和7年度末で延べ受講者数8,800人を目標とします。

③高齢者健康教室（シニアいきいき健康教室等）の延べ参加者数

健康づくりの習慣化を支援し、介護予防や健康づくりに対する意識を醸成するため、年間の参加者数を約100人とし、令和7年度末で延べ参加者数4,500人を目標とします。

④成年後見制度の利用者数

成年後見制度の利用者数は近年、新規利用者と利用終了者がそれぞれ10人程度で横ばいです。判断能力が不十分なために日常生活に困っている方が地域で安心して生活できるよう制度の利用を促進するため、新規利用者を毎年約15人（利用終了者を毎年約10人）とし、令和7年度末で利用者数130人を目標とします。

〔SDGsの本計画への反映について〕

SDGsの目標「3.すべての人に健康と福祉を」はもとより、「17.パートナーシップで目標を達成しよう」につながる「計画の柱Ⅰ：介護予防・社会参加の促進」、
「10.人や国の不平等をなくそう」につながる「計画の柱Ⅲ：認知症施策の推進」など、本計画に掲げる施策はSDGsに資する取組内容となっています。

計画の柱Ⅰ：介護予防・社会参加の促進



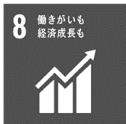
計画の柱Ⅱ：地域包括ケアシステムの構築



計画の柱Ⅲ：認知症施策の推進



計画の柱Ⅳ：安定した介護サービスの提供



計画の柱Ⅴ：適正な介護保険制度の運営



〔関連するSDGsの目標〕

- 3. すべての人に健康と福祉を
- 5. ジェンダー平等を実現しよう
- 8. 働きがいも経済成長も
- 10. 人や国の不平等をなくそう
- 11. 住み続けられるまちづくりを
- 12. つくる責任・つかう責任
- 17. パートナーシップで目標を達成しよう

SDGs（持続可能な開発目標。Sustainable Development Goals）は、国連が2015年のサミットで採択した、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指し、2030年を年限に定めた17の国際目標です。全ての関係者（先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者等）が連携して、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に向き合うことを重視しています。

SDGs達成に向けて事業を展開し、地域住民が安心・安全に暮らせる社会の実現に貢献していきます。



❁ 6. 施策

1. 介護予防・社会参加の推進

(1) 健康寿命の延伸

○高齢者健康教室等の開催による介護予防の推進

高齢者ができる限り要介護（支援）状態になることなく、健康でいきいきとした生活が送れるよう高齢者健康教室（シニアいきいき健康教室等）を開催します。

■高齢者健康教室等の目標値

	R6	R7	R8
健康教室等の延べ参加者数	4,400人	4,500人	4,600人

○自主的な介護予防活動への継続した支援

自主活動グループに専門職が訪問して体操の指導や健康づくりに関する情報提供を行うなど、高齢者健康教室修了者が、主体的に介護予防活動に取り組めるように支援します。

○高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施による健康寿命の延伸

国保データベースシステムを活用した分析や、既存の通いの場を活用して高齢者の健康教育や保健指導を行うなど、関係部署と連携して保健事業と介護予防の取り組みを一体的に実施します。また、健康状態不明者に対する訪問活動を行い、必要に応じて介護予防事業の利用勧奨や保健指導などを行います。

○介護予防、認知症予防の意識向上のための啓発

出前講座や広報の活用などにより、介護予防や認知症予防の重要性を啓発し、介護予防事業、認知症予防事業への積極的な参加を促します。

(2) 介護予防・生活支援サービスの充実

○通所型介護予防事業の実施

介護予防の取り組みが必要な高齢者などを対象に、送迎つきで運動・口腔機能の向上や認知症フレイル予防を目的とした介護予防教室（にこにこ教室）を実施し、できる限り要介護状態にならず自立した生活が継続できるよう支援します。

■通所型介護予防事業の目標値

	R6	R7	R8
延べ参加者数	4,600人	4,700人	4,800人

○訪問型サービスA事業の実施

日常生活に支援が必要なひとり暮らし高齢者等を対象に、訪問により日常生活の支援を行います。

■訪問型サービスA事業の目標値

	R6	R7	R8
利用者数	15人	20人	25人

○元気な高齢者が生活支援の担い手として社会参加できる仕組みの構築

高齢者が安心して地域における日常生活を過ごせるよう、ボランティア活動や就労的活動など、高齢者の社会参加を通じて元気な高齢者が生活支援の担い手として活躍できるよう地域の実態に応じた取り組みを推進します。

○地域住民やボランティア団体等による日常生活の支援体制の整備

高齢者のみの世帯や認知症の人の増加により、見守りや外出支援、買い物や掃除などの家事支援を含む日常生活上の支援が必要な高齢者が、住み慣れた地域で安心して在宅生活を継続していくために必要となる多様な生活支援・介護予防サービスを整備していくために、担い手の養成やボランティア団体、NPOなどの事業主体の支援に取り組めます。

(3) 生きがいづくり

○高齢者の集いの場及び交流の機会の提供

「老人福祉センター」「老人いこいの家」「よって館」において、高齢者の教養、趣味または交流の場等を提供します。また、高齢者と子どもや地域住民との多世代交流により高齢者の生きがいづくりや社会参加を促進します。

○高齢者の生きがいづくり活動の推進

・いきいき健康農園

農地を持たない60歳以上の方を対象に農地を無償で貸し出すことで、健康増進や介護予防を推進します。

・敬老祝品の贈呈

高齢者を敬い、長寿を祝う敬老祝品贈呈事業を実施します。

・温泉保養施設等の利用助成

市が指定する温泉保養施設や公衆浴場の利用料の一部を助成することにより、高齢者の外出の契機とするとともに健康づくりや心身のリフレッシュを促進します。

・ボランティア活動への参加促進

高齢者等の知識や技術、多様な趣味等を活かし、地域活動やボランティア活動等の積極的な社会参加を通じて生きがいを感じることができるよう、高山市ボランティアセンターにおいてボランティア活動を支援します。

○高齢者の技術や経験を活かした生きがいづくり

・シルバー人材センターの活用

社会参加の意欲がある高齢者の豊かな知識と経験を活用するため設置されているシルバー人材センターとの連携を図りながら、高齢者の積極的な社会参加の促進と就業機会の充実を図ります。

・人材登録制度の活用

高齢者の豊かな知識や技術等を活かし、生きがいを持ちながら生活できるよう、人材登録制度の活用を推進するなど、生涯現役で活躍できる場を提供します。

2. 認知症高齢者への支援

(1) 認知症に対する理解の促進

○認知症の理解を深めるための啓発

・毎年9月の認知症月間・世界アルツハイマー月間における啓発

これまで取り組んできた啓発活動に加えて、庁舎オレンジライトアップや懸垂幕掲示、オレンジガーデニングプロジェクト（世界アルツハイマー月間にオレンジ色の花を咲かせる活動）などを実施することで、認知症の理解を深め、認知症フレンドリー社会の実現をめざします。

・認知症講演会

認知症専門医等による講演会を開催し、認知症に関する正しい知識と理解の促進を図ります。

○認知症サポーターの養成

認知症に対する正しい地域と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする「認知症サポーター」の養成講座を開催します。

■認知症サポーター養成講座の目標値

	R6	R7	R8
延べ受講者数	8,500人	8,800人	9,100人

○認知症バリアフリーの推進

認知症の人が安心して外出できるよう地域の見守り体制を推進するなど、認知症になってもできる限り住み慣れた地域で暮らし続けていくための障壁（バリア）を減らしていく「認知症バリアフリー」の取り組みを推進します。

(2) 認知症の早期発見・早期対応

○認知症予防の推進

・認知症予防教室（脳カトレ広場、フレイル予防教室）

認知症を予防するための脳トレーニング広場を定期的を開催するほか、認知症予防に関する学習や生活習慣病の改善、運動（コグニサイズ等）を取り入れた教室を開催し、認知症の予防や発症を遅らせたり、認知症の進行を緩やかにする取り組みを推進します。

・通いの場などにおける認知症予防

高齢者が身近な場所で健康づくりに取り組むことができるよう、介護予防の通いの場などに積極的に関与し、認知症予防を含めた介護予防やフレイル予防に関する学習会や健康診断受診者に対する保健指導を実施し、認知症予防を推進します。

○認知症初期集中支援チームの活動促進

複数の専門職で構成される認知症初期集中支援チームにより、対象者を適切な医療、介護サービスにつなげます。また、関係機関とのネットワークづくりを推進し、認知症の早期発見・早期対応に向けた支援体制をより強化していきます。

○認知症疾患医療センターを中心とした医療との連携

認知機能の低下がみられる人や認知症の人の早期発見・早期対応ができるよう、地域の見守りネットワークの活用や、かかりつけ医や認知症疾患医療センター、地域包括支援センター等の連携強化を図ります。

(3) 認知症高齢者及び家族への支援

○認知症の人と家族等の相談支援の推進

・認知症相談会

認知症グループホーム等の認知症介護に従事する職員が家族等の相談に対応する「認知症相談会」を開催します。

・認知症カフェ

認知症の人やその家族が、地域の人や専門職等と情報交換したり交流したりする場である「認知症カフェ」の取り組みを推進します。

・チームオレンジ

ステップアップ講座を受講した認知症サポーター等が支援チームを作り、認知症の人やその家族のニーズに合った支援につなぐ「チームオレンジ」の構築に取り組みます。

○認知症ケアパスの普及による症状に応じた対応の周知啓発

認知症の症状や段階に応じた適切な医療や介護サービスの流れを示すとともに、それぞれの状況に最も適した相談先や受診先などを整理して示した「認知症ケアパス(認知症安心ガイド)」の普及に取り組みます。

○認知症高齢者の見守り体制の強化

・徘徊高齢者探索機器の貸与

徘徊のおそれのある認知症高齢者を在宅で介護している家族に対し、現在位置を示す携帯端末機(GPS)の貸与を助成し、徘徊による事故を防止します。また、認知症高齢者等が行方不明時に早期発見できる支援体制の構築に取り組みます。

■徘徊高齢者探索システムの目標値

	R6	R7	R8
貸与者数	25人	25人	25人

・認知症高齢者等SOSネットワークの登録

認知症の症状があり徘徊のおそれがある高齢者を市に登録し、行方不明になったときの早期発見や早期保護につなげる「認知症高齢者等SOSネットワーク」のさらなる周知と登録促進に取り組みます。

・ 個人賠償責任保険の加入

認知症の方が他人にケガをさせたり、物を壊したことにより、法律上の賠償責任を負った場合に備え、SOSネットワークに登録した人を対象として、個人賠償責任保険に市が契約者として加入し、認知症の人やその家族の精神的経済的負担の軽減を図ります。

○ 認知症介護者の交流

認知症の人の介護者の負担軽減や、生活と介護の両立が図れるよう、家族介護者教室の開催や介護者の交流機会を提供します。

3. 地域包括ケアシステムの充実

(1) 包括的な生活支援体制の充実

○地域包括支援センターによる相談支援の推進

地域包括支援センターは、3職種（保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員）が連携し、高齢者の介護や生活支援、権利擁護、認知症など、高齢者の幅広い相談と支援に対応します。高山市では地域包括支援センターを市役所に設置し、支所をランチとして地域包括支援センターの専門職を配置し、身近な地域で相談を受けることができる体制を整備しています。

身寄りのない高齢者やヤングケアラーを含む複雑な家庭環境等、分野をまたぐ複合的な支援を要する相談に対応するため、支援体制の充実を図ります。

○日常生活の支援が必要な高齢者に対する支え合い体制の構築

日常生活上の支援が必要な高齢者が在宅生活を継続できるよう、生活支援コーディネーターによりニーズの把握、関係者間のネットワークの構築、ニーズとサービスのマッチング等を行い、支え合いの仕組みづくりを推進します。

○介護支援専門員に対する支援

地域における介護支援専門員のネットワークの構築や、介護支援専門員に対する日常的個別指導・相談、地域の介護支援専門員が抱える困難事例等への指導・助言を行います。

また、スーパービジョンの手法を用いてケアプランを確認しながら介護支援専門員の気づきを促すなど、介護支援専門員のケアマネジメント能力の向上を図ります。

○適切な介護予防ケアマネジメントの実施

要支援の認定を受けた人等に対して、本人を取り巻く状況を把握・分析し、サービスを利用するために必要なケアプランの作成、関係者との連絡調整などを行い、できる限り自立した生活を送ることができるよう支援します。

(2) 在宅医療・介護連携の推進

○医療・介護関係者とのネットワーク構築

高山市医師会や高山地域介護保険事業者連絡協議会等と連携し、相互の役割について理解を深める研修会を開催するほか、地域包括支援センターの機能強化を図り、介護支援専門員等の在宅医療・介護に係る幅広い相談への対応を充実します。

○ICT（情報通信技術）の活用による医療と介護の連携強化

医療や介護の関係者が迅速に情報を共有し、連携して高齢者を支えることができるよう、ICTを活用したネットワークの構築を推進します。

○在宅医療コーディネーターによる在宅医療・介護連携の推進

在宅医療コーディネーターを配置し、在宅医療と介護サービス関係者との連携を推進します。

(3) 地域ケア会議の充実

○医療・介護・福祉・地域の関係者の連携強化

地域包括支援センターが主体となって、医療・介護・福祉・地域の関係者による地域ケア会議を定期的で開催し、地域を支援するネットワークの構築を図ります。また、地域ケア会議に理学療法士などのリハビリ専門職の参加をすすめ、地域ケア会議の充実を図ります。

○高齢者支援のための事例検討や地域課題の抽出

困難事例や地域課題等の検討を通じて、多職種の協働によるケアマネジメントを行い、地域における見守り体制の強化につなげます。

○職種が連携した高齢者の自立支援と重度化防止の検討

地域ケア会議において、多職種の連携により虚弱な高齢者の個別事例の検討を行い、自立支援と重度化防止を図ります。また、複数の個別事例から地域課題を明らかにし、解決に向けた検討、地域資源の開発等、地域に求められる施策の形成につなげます。

4. 住み慣れた地域での生活支援

(1) 在宅生活の支援

○地域での買い物の支援

高齢化や核家族化、身近にあった店舗の減少などにより、食料品等の買い物に不安を感じている高齢者等が増えていることから、高齢者等の日常的な買い物を支援するため、自宅付近まで生鮮食品や日用品を運んで販売を行う移動スーパーの実施に必要な自動車の購入、改造、維持修繕にかかる費用を助成します。また、移動スーパーの運営費用に対する助成を行い、スーパーから遠い地域への運行の拡大と維持を図ります。

○軽度生活援助員の派遣

掃除や買い物、除雪などの軽易な日常生活の支援を行う援助員を派遣し、在宅生活を支援します。

■軽度生活援助事業の目標値

	R6	R7	R8
利用登録者数	75人	80人	85人

○寝具洗濯乾燥サービスの提供

寝具類の衛生管理が困難なひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯に対して、寝具類の洗濯乾燥サービスを提供します。

■寝具洗濯乾燥サービスの目標値

	R6	R7	R8
利用者数	15人	15人	15人

○日常生活用具の給付

ひとり暮らしや高齢者のみの世帯に、日常生活の安全安心のための電磁調理器や玄関チャイム等の給付、老人用電話やシルバーカーの貸付を行います。

■日常生活用具給付事業の目標値

	R6	R7	R8
給付・貸与台数	15台	15台	15台

○高齢者配食サービスの提供

家族や親族から食事の支援が受けられず、栄養改善が必要な高齢者や、きざみ食やカロリー制限食などの特別食が必要な高齢者を対象として、弁当の配達を行うとともに、配達時に安否確認を行います。

■高齢者配食サービスの目標値

	R6	R7	R8
利用登録者数	80人	80人	80人

○外出困難者の移動支援

支所地域において、一般の交通機関の利用が困難な高齢者に対して、通院や買い物、在宅福祉サービスを提供する場所等への送迎を行います。

■外出支援事業の目標値

	R6	R7	R8
延べ利用者数	8,000人	8,000人	8,000人

○緊急通報システムの貸与

ひとり暮らしの高齢者等を対象に、急病や火災などの緊急時にボタンを押すと24時間対応の通報相談センターにつながる緊急通報装置を貸与します。

■緊急通報システム事業の目標値

	R6	R7	R8
新規設置台数	20台	20台	20台

○短期宿泊による生活管理指導

日常生活に支援が必要なひとり暮らし高齢者等が、短期間宿泊し生活に対する指導及び支援を行い、要介護状態への進行防止と安定した日常生活を支援します。

■生活管理指導短期宿泊事業の目標値

	R6	R7	R8
利用者数	5人	5人	5人

○地域乗合バス利用費の助成

「高齢者バス優待乗車証」の購入費用の一部を助成し、バス利用の費用負担の軽減を図ります。

■地域乗合バス利用費の助成事業の目標値

	R6	R7	R8
延べ利用者数	300人	300人	300人

○住宅改造費等の助成・資金貸付

住宅設備の改善が必要な高齢者等に対して、介護保険サービスと併せて、住宅の改造にかかる費用を助成します。また、住宅改造資金の貸付を行うことで、介護給付等が交付されるまでの一時的な費用負担を軽減します。

■住宅改造助成事業の目標値

	R6	R7	R8
延べ利用件数	200 件	210 件	220 件

○高齢者等屋根雪下ろし費用の助成

屋根の雪下ろしが困難で、近隣や親族の援助を受けられない高齢者世帯に対して、雪下ろしや排雪にかかる費用を助成します。

■高齢者屋根雪下ろし事業の目標値

	R6	R7	R8
助成決定世帯数	250 世帯	260 世帯	270 世帯

○地域や民間事業者と連携した見守り活動の充実

地域の民生児童委員が高齢者宅を訪問して、本人や家族の状況を把握し日常の見守り活動を行います。また、高齢者等見守りネットワーク協力事業者に登録した事業者との協働による日頃からの見守り体制づくりを推進します。

○養護が必要な高齢者の入所措置

身体上、環境上、経済的な理由により居宅での生活が困難な高齢者を養護するため、養護老人ホーム等への入所措置を行います。

(2) 在宅介護者への支援

○介護用品等購入券の支給

在宅で寝たきりの高齢者等を介護する家族の経済的負担を軽減するため、介護度や所得要件に応じて、おむつ等の購入券を支給します。

■介護用品等購入券支給事業の目標値

	R6	R7	R8
利用者数	500 人	510 人	520 人

○在宅寝たきり高齢者等介護者慰労金の支給

介護認定を受けた家族を介護保険サービスを利用せず（年間 10 日以内の利用等は除く）に在宅で介護している介護者に対して、慰労金を支給します。

■在宅寝たきり高齢者等介護者慰労金支給事業の目標値

	R6	R7	R8
支給人数	20 人	20 人	20 人

(3) 権利擁護の推進

○成年後見制度の利用促進と担い手確保

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が不十分な人について、成年後見人・保佐人・補助人がその判断能力を補うことによって、その人の財産や生活を守る制度です。高山市では、令和4年4月に成年後見支援センターを開設して、周知、相談対応、利用支援に取り組んでいます。

認知症などにより判断能力が低下しても本人の意思が尊重されるよう、関係機関との連携により成年後見制度の利用を促進するとともに、成年後見人等の担い手の確保に取り組めます。

■成年後見利用者数の目標値

	R6	R7	R8
利用者数	125人	130人	135人

○高齢者虐待防止のための支援体制の強化

高齢者虐待の相談・通報窓口の周知や地域における見守り支援体制の構築に努めます。また、虐待を受けている人を保護するために必要な措置を行うとともに、介護者への助言を行い支援します。さらに、介護サービス事業者に向けた高齢者虐待を防止するための研修を行います。

○認知症高齢者の権利擁護の推進

認知症高齢者やその家族が、尊厳を保ち穏やかな暮らしを送ることができるよう、認知症ケアに携わる関係者の対応力の向上を図るとともに、関係機関との連携により権利擁護支援や消費者被害の防止、成年後見制度の活用を促進します。

○消費者被害防止の周知啓発の強化

高齢化にともない、消費者被害にあう可能性が高まる人の増加が見込まれることから、高齢者が悪質な訪問販売や特殊詐欺などの被害にあわないよう、出前講座等による啓発活動や広報などによる周知を継続して実施します。

○終活（人生の終わりを見据えた準備・活動）の推進

人生の最期を迎えるための様々な準備について、これまでの人生や医療、介護、相続、葬儀などに関する自分の意思を明らかにすることで、残りの人生を豊かなものにするための活動に関する啓発や相談支援を行います。

5. 安定した介護サービスの提供

(1) 介護人材の確保、資質の向上及び事業所の運営支援

○ICTの活用による介護現場の生産性向上

介護現場における生産性の向上に向けて、岐阜県と連携し、介護従事者の負担を軽減する介護ロボットの導入や、見守り機器の導入に伴う通信環境整備を支援します。

また、介護事業所同士がケアプランのやり取りをクラウド上で行うための情報連携基盤である国の「ケアプランデータ連携システム」の導入を推進するため、システムの運用に必要な経費について支援し、介護現場の負担軽減と業務効率化を図ります。

○関係団体と連携した介護人材確保等

市内の介護事業者で組織する高山地域介護保険事業者連絡協議会が行う介護人材の確保に向けた事業や、離職防止を目的とした事業を支援します。

また、介護福祉士など介護に関わる資格を有しているが介護事業所に就業していない人材の掘り起こしを図るため、介護人材登録制度（人材バンク）の活用を推進するとともに、新たな人材の確保と育成を推進するため、市内介護事業所で行う学生のアルバイトへの支援や、介護職を目指す学生が市内介護事業所で行う介護実習を支援します。

介護人材の確保に関する取り組みは、岐阜県が中心となって様々な事業を展開しているため、市内の介護事業者がこれらの事業を円滑に利用できるよう岐阜県と連携して取り組みます。

○資格取得やスキルアップに対する支援

介護従事者の資格取得やスキルアップが図られるよう、資格取得に対する支援を行うとともに、研修等の飛騨地区開催を県へ働きかけます。

○外国人材の雇用に対する支援

外国人材を活用し労働力の確保に取り組む事業者向けに、外国人雇用に関する理解の促進等に関するセミナーを開催するとともに、外国人材雇用に必要な初期費用の一部を助成します。

○市全域における介護サービスの確保

支所地域においては、介護サービス事業所が少なく、サービス提供に支障が生じるおそれがあるため、遠隔地の高齢者へサービスを提供する体制の検討をすすめます。

○介護給付費適正化事業の実施

【要介護認定の適正化】

指定居宅介護支援事業所等に委託している区分変更申請又は更新申請に係る認定調査の結果について、保険者による点検を行います。

■要介護認定の適正化

	R6	R7	R8
書面チェック（全件）	300件	300件	300件

【ケアプランの点検】

スーパービジョンの手法を活用し、ケアプランを主任介護支援専門員とともに確認しながら、介護支援専門員の「気づき」を促します。

また、介護給付適正化システムを利用し、受給者の自立支援に資する適切なケアプランかを確認し、必要に応じて是正を促します。

■ケアプランの点検

	R6	R7	R8
書面チェック（抽出）	8件	8件	8件
訪問チェック（抽出）	8件	8件	8件

【住宅改修等の点検】

住宅改修については、申請時に申請書類、写真、見積等の点検を行います。その上で、改修規模が大きく複雑であるものや、提出書類から現状が分かりにくいもの等については、施工前後に受給者宅の訪問調査を行います。

福祉用具については、訪問調査等により福祉用具の必要性や利用状況等を点検します。

■住宅改修等の点検

	R6	R7	R8
住宅改修 事前チェック（全件）	150件	150件	150件
住宅改修 訪問チェック（抽出）	100件	100件	100件
福祉用具購入・貸与調査（抽出）	100件	100件	100件

【縦覧点検・医療情報との突合】

縦覧点検については、岐阜県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）への委託により、受給者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況（請求明細書内容）を確認し、提供サービスの整合性、算定回数等を点検します。

医療情報との突合については、国保連への委託により、後期高齢者医療や国民健康保険の入院情報と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供サービスの整合性を確認します。

■縦覧点検・医療情報との突合

	R6	R7	R8
縦覧点検（委託）	2,200件	2,200件	2,200件
医療情報との突合（委託）	2,400件	2,400件	2,400件

(2) 災害対策の推進

○防災計画・業務継続計画に基づく訓練等の実施

近年、大規模な自然災害が多く発生しており、介護事業所における災害対策を強化する必要があることから、防災計画に基づく避難訓練、救出訓練や、業務継続計画（BCP）に基づく研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施を推進します。

○災害の発生に備えた備蓄の促進

災害の発生に備え、介護事業所において食料、飲料水、生活必需品、燃料などの物資を計画的に備蓄するよう促します。

○災害に備えた支援体制の整備

自力で避難することが困難な高齢者等が災害時にすみやかに避難できるよう、避難行動要支援者台帳への登録をすすめます。

(3) 感染症対策の推進

○感染症に対する正しい理解の促進

高齢者は、感染症にかかると重症化しやすいと言われています。介護事業所内で感染症を発生させない、拡大させないためにも、感染症に対する正しい理解の促進を図ります。また、感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催や指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施など、必要な対策を促進します。

○感染症発生時の事業所支援

飛騨圏域に所在する介護施設において感染症の発生により介護サービスの維持が困難になった場合に備えて、市内の介護施設運営法人と市との間で連携協定を締結し、介護施設同士による応援人材派遣ができる体制を整えます。

○感染症の流行に備えた備蓄の促進

感染症の流行に備え、介護事業所においてマスク、ゴーグル、手袋、ガウン、消毒液などの物資を計画的に備蓄するよう促します。

(4) 介護サービス基盤の整備

令和 22 年（2040 年）に向けて高齢者人口が増加していく中において、高齢者の住まいや看取りのあり方が問われています。これまでは、要介護状態となった高齢者の入所先は、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）が中心でした。しかし、昨今は、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅の増加により、高齢者の住まいの選択肢は多様化がすすんでいます。そのため、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも暮らすことができるように、在宅介護を支える介護サービス事業者と連携を図りながら適正なサービス量の確保に努めます。

また、障がいサービスを利用している方の高齢化により、介護保険サービスを必要とする障がい者の増加が見込まれることなどから、高齢者と障がい児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするための「共生型サービス」を促進します。

■居宅サービス

○訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導

訪問系サービスは、高齢化の進展によりニーズが高まると考えています。サービスの利用状況を把握し、供給量に不足が生じないよう事業者と連携を図ります。

○通所介護、通所リハビリテーション

通所介護 23 事業所、通所リハビリテーション 36 事業所がサービスを提供しており、供給量はおおむね充足していると考えています。事業所が市街地に集中していることから、市街地から離れた地域では、訪問系サービスと併せてサービス提供を促進します。

○短期入所生活介護、短期入所療養介護

介護老人福祉施設 6 施設、介護老人保健施設 5 施設、短期入所生活介護施設 5 施設の計 16 施設がサービスを提供しています。介護者の身体的・精神的負担を軽減し、在宅介護を支援するため、供給量に不足が生じないよう事業者と連携を図ります。

○特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム 1 施設、軽費老人ホーム 1 施設が特定施設入居者生活介護の指定を受けています（定員総数 114 床）。今後の利用者数を推計すると、定員の不足が見込まれることから、事業者の新規参入または既存事業者による増床等により、地域密着型特定施設入居者生活介護とあわせて 20 床の定員増を促進します。

○福祉用具貸与、特定福祉用具販売、住宅改修

福祉用具貸与・販売 10 事業所、福祉用具貸与のみ 1 事業所がサービスを提供しており、供給量はおおむね充足していると考えています。

住宅改修は、指定に関係なく事業者からの供給が可能であるため、需要に対する供給は十分あると考えています。

○居宅介護支援・介護予防支援

居宅介護支援事業所 33 事業所、介護予防支援事業所 1 事業所がサービスを提供しています。要介護（支援）認定者の増加によりニーズが高まると考えられるため、供給量に不足が生じないように事業者と連携を図ります。

■地域密着型サービス

第 9 期計画における日常生活圏域は、次のとおり設定します。

圏域名	対象地域
高山中央	高山地域
高山北	丹生川地域、国府地域、上宝・奥飛騨温泉郷地域
高山西	清見地域、荘川地域
高山南	一之宮地域、久々野地域、朝日地域、高根地域

○定期巡回・随時対応型訪問介護看護

高山中央圏域で 1 事業所がサービスを提供しています。既存事業者のサービス供給体制の充実を図ります。

○夜間対応型訪問介護

市内には夜間対応型訪問介護事業所はありませんが、訪問介護事業所のうち、9 事業所において営業時間外の対応を行っています。夜間における訪問介護サービスのニーズに応じて、訪問介護事業者と連携を図ります。

○地域密着型通所介護

高山中央圏域で 10 事業所、高山北圏域で 2 事業所、高山南圏域で 2 事業所がサービスを提供しています。通常に通所介護とあわせて、供給量はおおむね充足していると考えていますが、地域密着型通所介護事業所の廃止等によりサービスの不足が見込まれる場合は、必要に応じて整備促進を検討します。

○認知症対応型通所介護

高山中央圏域で 1 事業所がサービスを提供しています。サービスの利用状況を把握し、供給量に不足が生じないように事業者と連携を図ります。

○小規模多機能型居宅介護

高山中央圏域で7事業所、高山北圏域で1事業所、高山西圏域で1事業所がサービスを提供しています。既存事業所のサービス供給体制の充実を図ります。

○認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

高山中央圏域で6事業所、高山南圏域で2事業所がサービスを提供しています（定員総数69床）。今後の利用者数を推計すると、定員の不足が見込まれることから、事業者の新規参入または既存事業者による増床により、9床（1ユニット）の定員増を促進します。

○地域密着型特定施設入居者生活介護

市内には、地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設はありません。特定施設入居者生活介護と同様に定員の不足が見込まれることから、事業者の新規参入または既存事業者による増床等により、特定施設入居者生活介護とあわせて20床の定員増を促進します。

○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

市内には、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の指定を受けた施設はありません。市内の特別養護老人ホームにおいて、入所が必要な方は概ね1年程度で入所できている状況であることから、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の整備は行いません。

○看護小規模多機能型居宅介護

高山中央圏域で1事業所がサービスを提供しています。既存事業所のサービス供給体制の充実を図ります。

■施設サービス

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）や介護老人保健施設などの介護保険施設については、多くの施設が運営開始から数十年が経過し、施設の老朽化がすすんでいることから、中長期的な視点で今後の施設整備のあり方について、関係事業者と協議をすすめます。

○介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

市内では6施設がサービスを提供しています。第5期介護保険事業計画において82床を整備したことや、介護老人福祉施設の入所対象者が原則として要介護3以上に改められたことから入所待機期間の短縮が図られており、入所が必要な方は概ね1年程度で入所できている状況であることから、新たな定員の拡大は行いません。

○介護老人保健施設

市内では5施設がサービスを提供しています。今後の利用者数を推計すると、定員の不足は見込まれないことから、新たな定員の拡大は行いません。

○介護医療院

介護医療院は、平成29年の介護保険法改正により、今後増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた新たな介護保険施設として、平成30年4月から創設されたものです。

市内には介護医療院はありませんが、医療ニーズが高く、長期療養が必要な方の受け入れ先を確保する必要があるため、介護医療院の開設に向けて関係機関との協議をすすめます。

第4章 介護保険料

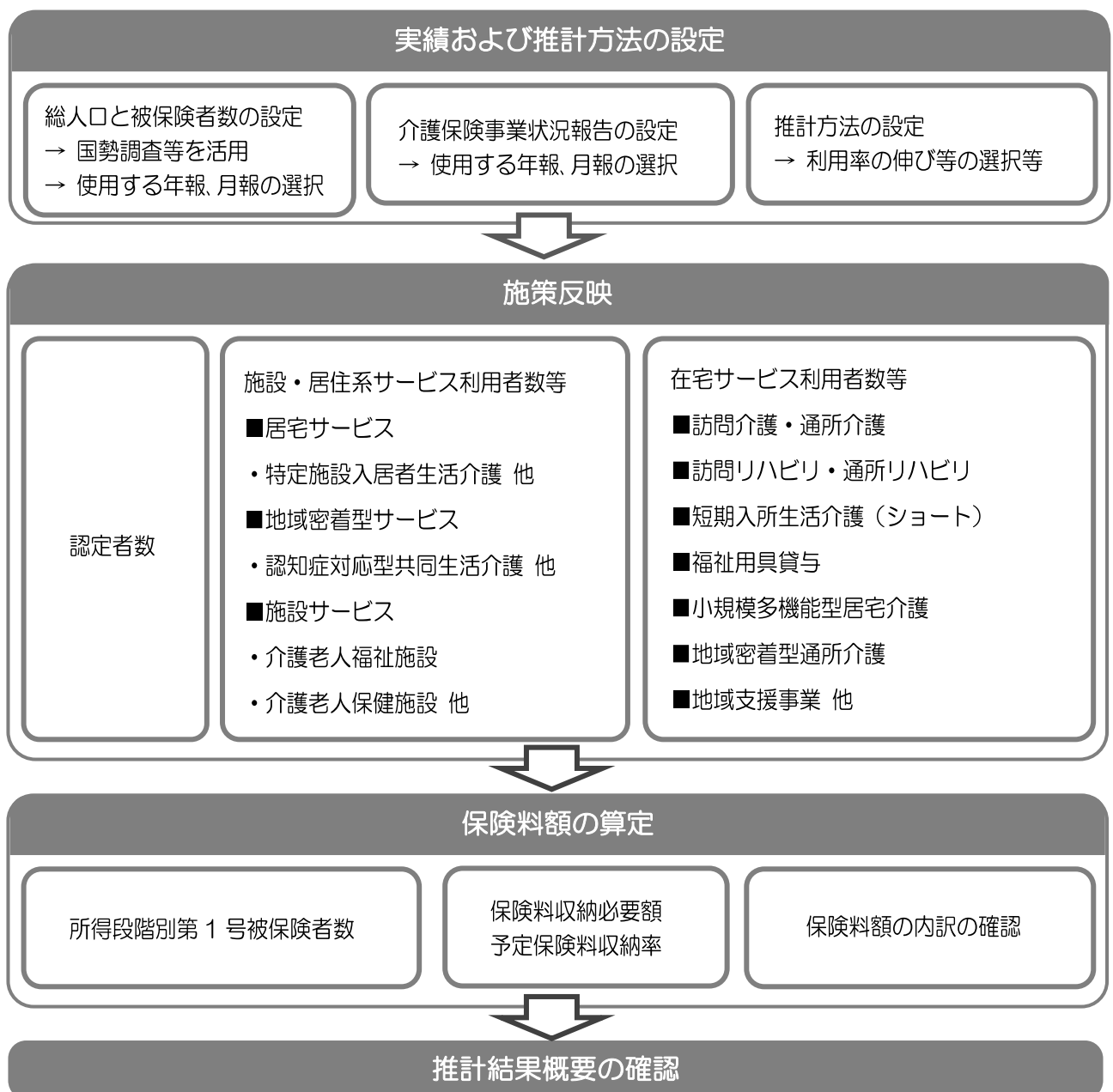


第4章 介護保険料

1. 介護保険料の設定の手順

介護保険料については、厚生労働省から提供されている『地域包括ケア「見える化」システム』を活用して推計することとされています。

地域包括ケア「見える化」システムに、総人口や被保険者数等の実績値や推計値、要介護（要支援）認定者数の認定率の伸び率、各介護サービスの利用率等の所要のデータを登録することによって算出されます。



❁ 2. 介護保険事業の対象者数の推計

(1) 被保険者数の推計

被保険者数は、第9期計画の最終年度にあたる令和8年度には53,870人になると推計しています。

■被保険者数の推計（各年度9月末時点）

	R6	R7	R8	R12
総数	54,746人	54,356人	53,870人	51,924人
第1号被保険者数	27,949人	27,827人	27,732人	27,351人
第2号被保険者数	26,797人	26,529人	26,138人	24,573人

(2) 要介護（要支援）認定者数等の推計

要介護（要支援）認定者数は、令和8年度には5,632人になると推計しています。

■要介護（要支援）認定者数の推計（各年度9月末時点）

	R6	R7	R8	R12
総数	5,423人	5,539人	5,632人	5,922人
要支援1	721人	718人	719人	752人
要支援2	626人	639人	647人	680人
要介護1	1,356人	1,395人	1,439人	1,521人
要介護2	801人	828人	841人	886人
要介護3	644人	650人	660人	690人
要介護4	724人	753人	763人	799人
要介護5	551人	556人	563人	594人

3. 介護サービス見込量

(1) 利用者数の見込み

■ 居宅介護サービス(1月あたりの利用者数見込み)

	R6	R7	R8	R12
居宅サービス	6,285人	6,425人	6,523人	6,831人
訪問介護	699人	712人	722人	759人
訪問入浴介護	26人	27人	27人	29人
訪問看護	748人	762人	772人	811人
訪問リハビリテーション	8人	8人	8人	8人
居宅療養管理指導	451人	459人	466人	485人
通所介護	1,480人	1,515人	1,543人	1,618人
通所リハビリテーション	203人	209人	211人	223人
短期入所生活介護	518人	530人	538人	562人
短期入所療養介護	133人	136人	138人	142人
特定施設入居者生活介護	112人	115人	117人	122人
福祉用具貸与	1,871人	1,914人	1,943人	2,033人
特定福祉用具販売	24人	25人	25人	26人
住宅改修	12人	13人	13人	13人
地域密着型サービス	711人	750人	774人	801人
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	5人	6人	6人	6人
夜間対応型訪問介護	0人	0人	0人	0人
地域密着型通所介護	397人	408人	417人	438人
認知症対応型通所介護	27人	28人	28人	30人
小規模多機能型居宅介護	191人	196人	199人	207人
認知症対応型共同生活介護	66人	66人	78人	73人
地域密着型特定施設入居者生活介護	0人	20人	20人	20人
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	1人	1人	1人	1人
看護小規模多機能型居宅介護	24人	25人	25人	26人
居宅介護支援	2,569人	2,629人	2,678人	2,806人

■ 施設サービス(1月あたりの利用者数見込み)

	R6	R7	R8	R12
施設サービス	908人	919人	930人	1,003人
介護老人福祉施設	506人	511人	516人	562人
介護老人保健施設	392人	396人	400人	433人
介護医療院	10人	12人	14人	8人

■介護予防サービス(1月あたりの利用者数見込み)

	R6	R7	R8	R12
介護予防サービス	672人	681人	687人	720人
介護予防訪問入浴介護	0人	0人	0人	0人
介護予防訪問看護	129人	131人	131人	138人
介護予防訪問リハビリテーション	4人	4人	5人	5人
介護予防居宅療養管理指導	25人	26人	26人	27人
介護予防通所リハビリテーション	25人	26人	26人	27人
介護予防短期入所生活介護	12人	12人	12人	13人
介護予防短期入所療養介護	0人	0人	0人	0人
介護予防特定施設入居者生活介護	5人	5人	5人	5人
介護予防福祉用具貸与	459人	464人	468人	491人
特定介護予防福祉用具販売	8人	8人	9人	9人
介護予防住宅改修	5人	5人	5人	5人
地域密着型介護予防サービス	21人	22人	22人	24人
介護予防認知症対応型通所介護	0人	0人	0人	0人
介護予防小規模多機能型居宅介護	21人	22人	22人	24人
介護予防認知症対応型共同生活介護	0人	0人	0人	0人
介護予防支援	543人	549人	554人	581人

(2) 利用回数・利用日数の見込み

■居宅介護サービス(1月あたりの回数・日数見込み)

	R6	R7	R8	R12
居宅サービス				
訪問介護	14,011回	14,157回	14,233回	15,020回
訪問入浴介護	83回	86回	86回	90回
訪問看護	6,189回	6,268回	6,323回	6,684回
訪問リハビリテーション	55回	55回	55回	55回
通所介護	14,010回	14,338回	14,604回	15,308回
通所リハビリテーション	1,459回	1,503回	1,520回	1,604回
短期入所生活介護	4,692日	4,812日	4,880日	5,071日
短期入所療養介護	1,556日	1,594日	1,615日	1,660日
地域密着型サービス				
地域密着型通所介護	3,054回	3,140回	3,215回	3,371回
認知症対応型通所介護	214回	222回	222回	236回

■介護予防サービス(1月あたりの回数・日数見込み)

	R6	R7	R8	R12
介護予防サービス				
介護予防訪問入浴介護	0回	0回	0回	0回
介護予防訪問看護	772回	784回	784回	827回
介護予防訪問リハビリテーション	27回	27回	34回	34回
介護予防短期入所生活介護	59日	59日	59日	64日
介護予防短期入所療養介護	0日	0日	0日	0日
地域密着型介護予防サービス				
介護予防認知症対応型通所介護	0回	0回	0回	0回

(3) 給付費・地域支援事業費の見込み

■ 居宅介護サービス給付費の見込み

(単位:千円)

	R6	R7	R8	R12
居宅サービス	3,765,000	3,847,800	3,896,500	4,079,642
訪問介護	465,938	471,138	473,773	500,729
訪問入浴介護	12,106	12,600	12,600	13,182
訪問看護	374,837	380,042	383,351	405,166
訪問リハビリテーション	2,000	2,002	2,002	2,002
居宅療養管理指導	47,201	48,160	48,902	50,829
通所介護	1,362,094	1,393,902	1,417,168	1,484,926
通所リハビリテーション	164,340	169,765	170,963	180,140
短期入所生活介護	509,829	523,240	530,010	550,963
短期入所療養介護	201,061	206,144	208,692	214,687
特定施設入居者生活介護	284,165	291,649	296,503	309,153
福祉用具貸与	315,729	321,858	325,136	340,281
特定福祉用具販売	8,200	8,400	8,400	8,772
住宅改修	17,500	18,900	19,000	18,812
地域密着型サービス	1,051,700	1,128,100	1,179,600	1,200,124
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	11,889	14,352	14,352	14,352
夜間対応型訪問介護	0	0	0	
地域密着型通所介護	246,218	253,407	259,060	271,442
認知症対応型通所介護	30,728	32,050	32,050	34,046
小規模多機能型居宅介護	478,258	490,655	497,664	516,313
認知症対応型共同生活介護	207,801	208,064	246,902	230,447
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	49,184	49,184	49,184
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	3,522	3,526	3,526	3,526
看護小規模多機能型居宅介護	73,284	76,862	76,862	80,814
居宅介護支援	495,600	507,500	516,500	540,618
小計①	5,312,300	5,483,400	5,592,600	5,820,384

■ 施設サービス給付費の見込み

(単位:千円)

	R6	R7	R8	R12
施設サービス	2,876,700	2,920,400	2,960,400	3,177,227
介護老人福祉施設	1,660,596	1,680,035	1,697,313	1,847,184
介護老人保健施設	1,173,757	1,188,740	1,202,237	1,296,867
介護医療院	42,347	51,625	60,850	33,176
小計②	2,876,700	2,920,400	2,960,400	3,177,227

■介護予防サービス給付費の見込み

(単位:千円)

	R6	R7	R8	R12
介護予防サービス	100,900	102,600	103,500	108,104
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0
介護予防訪問看護	36,065	36,710	36,710	38,680
介護予防訪問リハビリテーション	895	896	1,120	1,120
介護予防居宅療養管理指導	2,666	2,783	2,783	2,897
介護予防通所リハビリテーション	9,960	10,471	10,532	11,004
介護予防短期入所生活介護	4,835	4,841	4,841	5,298
介護予防短期入所療養介護	0	0	0	0
介護予防特定施設入居者生活介護	5,165	5,171	5,171	5,171
介護予防福祉用具貸与	32,814	33,228	33,543	35,188
特定介護予防福祉用具販売	2,100	2,100	2,400	2,334
介護予防住宅改修	6,400	6,400	6,400	6,412
地域密着型介護予防サービス	16,500	17,500	17,500	18,973
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	16,500	17,500	17,500	18,973
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0
介護予防支援	30,200	30,600	30,800	32,337
小計③	147,600	150,700	151,800	159,414

■その他サービス費の見込み

(単位:千円)

	R6	R7	R8	R12
特定入所者介護サービス	237,600	243,000	247,000	255,548
高額介護・高額医療合算介護サービス	204,400	208,400	211,400	215,275
審査支払手数料	9,300	9,500	9,700	10,159
小計④	451,300	460,900	468,100	480,982

■地域支援事業費の見込み

(単位:千円)

	R6	R7	R8	R12
地域支援事業費	604,344	606,905	609,210	527,979
介護予防・日常生活支援総合事業	446,540	448,774	450,785	385,788
包括的支援事業・任意事業	157,804	158,131	158,425	142,191
小計⑤	604,344	606,905	609,210	527,979

※利用者負担分を除く

■合計

(単位:千円)

	R6	R7	R8	R12
介護給付費(小計①～④)	8,787,900	9,015,400	9,172,900	9,638,007
地域支援事業費(小計⑤)	604,344	606,905	609,210	527,979
合計	9,392,244	9,622,305	9,782,110	10,165,986

4. 介護保険料基準月額の算定

令和6年度から令和8年度までの介護給付費及び地域支援事業費の見込をもとに算定した第1号被保険者の保険料基準月額は、5,750円となりました。この額は、第8期計画における介護保険料基準月額と同じです。

算定にあたっては、5億6千万円の財政調整基金を取り崩して、保険料の上昇を抑制しています。

■介護保険料基準月額算定の算定

	R6	R7	R8	計
① 介護給付費見込額	8,787,900千円	9,015,400千円	9,172,900千円	26,976,200千円
② 地域支援事業費見込額	604,344千円	606,905千円	609,210千円	1,820,459千円
③ 第1号被保険者負担分相当額 (①+②)×23%	2,160,216千円	2,213,130千円	2,249,885千円	6,623,231千円
④ 調整交付金相当額 (5.00%)	461,709千円 (5.00%)	473,202千円 (5.00%)	481,174千円 (5.00%)	1,416,085千円
⑤ 調整交付金見込額 (5.21%)	481,101千円 (5.21%)	487,398千円 (5.15%)	475,400千円 (4.94%)	1,443,899千円
⑥ 財政安定化基金拠出金見込額				0千円
⑦ 財政安定化基金拠出金償還金				0千円
⑧ 財政調整基金取崩額				560,000千円
⑨ 保険料収納必要額 (③+④-⑤+⑥+⑦-⑧)				6,035,417千円
⑩ 予定保険料収納率				99.0%
⑪ 所得段階別加入割合補正後被保険者数	29,570人	29,442人	29,341人	88,353人
⑫ 月額保険料 (⑨÷⑩÷⑪÷12)				5,750円

5. 所得段階別の介護保険料

介護保険料の所得段階については、国の所得段階の見直しを踏まえ、被保険者の負担能力に応じた負担となるよう、低所得者の負担割合を引き下げ、高所得者の負担割合を引き上げました。

■所得段階別の介護保険料

段階	該当者	負担割合	月額	
第1段階	生活保護受給者、 老齢福祉年金受給者	0.455 (0.285)	2,620円 (1,640円)	
	80万円以下			
第2段階	市民税世帯非課税で 合計所得と課税年金 収入の合計金額	80万円超 120万円以下	0.65 (0.45)	3,740円 (2,590円)
第3段階		120万円超	0.69 (0.685)	3,970円 (3,940円)
第4段階	市民税本人非課税で 合計所得と課税年金 収入の合計金額	80万円以下	0.90	5,180円
第5段階 (基準額)		80万円超	1.00	5,750円
第6段階	市民税本人課税で合 計所得金額	125万円未満	1.15	6,610円
第7段階		125万円以上 190万円未満	1.35	7,760円
第8段階		190万円以上 250万円未満	1.40	8,050円
第9段階		250万円以上 375万円未満	1.80	10,350円
第10段階		375万円以上 520万円未満	1.90	10,930円
第11段階		520万円以上 620万円未満	2.10	12,080円
第12段階		620万円以上 720万円未満	2.30	13,230円
第13段階	720万円以上	2.40	13,800円	

※括弧内の数値は、公費による保険料軽減適用後の数値